

東松島市



第3期障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

平成30年3月

東松島市



東松島市

第 3 期障がい者計画

第 5 期障がい福祉計画

第 1 期障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月
宮城県東松島市



はじめに



本市では障害者施策の指針となる政策として、平成25年3月に「第2期障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

この間、国においては障がい者の権利擁護など多岐にわたる法制度の整備が行われ概念や制度が大きく変化してきました。

本市では、このような国の動向や本市における施策の課題等を踏まえながら、障がいのある方の地域生活の充実に向け各種施策を取り組んでまいりました。

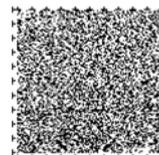
このたび、これらの計画期間が満了を迎えたことから、「第3期障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」を、また、改正児童福祉法に基づき新たに「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

計画策定にあたっては、アンケート調査や意見聴取を実施するとともに関連計画との整合性を図りながら東松島市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会で審議を重ね、「認め合い、ともに成長し、自分らしさを実感できるまち」を基本理念に、地域で暮らしている市民の皆様が仲間として認め合い、地域づくりを一緒に進めることができるよう幅広い視点からご検討いただいたところです。

本計画を実行性のあるものとするためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体の皆様との連携や協働は欠かせないものです。地域共生社会の実現により、共に支え合い地域で安心して暮らせることができるよう、皆様の一層のご理解ご協力をお願いいたします。

むすびになりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました関係団体各位、そして熱心に審議賜りました東松島市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

東松島市長 **渥美 巖**



計画書の表記について

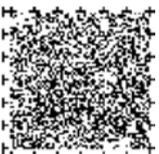
【障がい、障害】

本市は、障がい者の人権の尊重や、市の障がい福祉施策の推進と啓発の視点から、医学的・学術的・法律的用語、その他固有名詞を除いて、「障がい」（ひらがな）と表記します。

障害者総合支援法において障がいの定義に「難病等」が加わり、支援の対象となっていることから、本計画も「障がい」という表現に「難病等」を含めています。

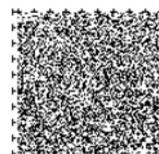
【年、年度】

読みやすさ、親しみやすさの視点から、法令名や固有名詞などの場合を除いて、年、年度は元号（平成）で表記します。

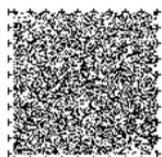


目次

第1部 計画策定にあたって	1
第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
6 計画の推進体制	6
7 法令・制度改正の動向	8
第2章 支援が必要な人の状況	13
1 人口・世帯の状況	13
2 病気や障がいによって支援が必要な人の推移	15
3 支援が必要な人と家族を支える地域の状況	20
4 障害福祉サービスの利用状況	24
5 これからの課題	29
第2部 障がい者計画	36
第1章 障がい者施策の方針	36
1 基本的な視点	36
2 基本理念	37
3 基本目標	38
4 基本目標に向けた施策体系	39
第2章 障がい者施策の展開	41
基本目標1『共生』-お互いを理解し、認め合うまち	41
施策1 病気や障がいの理解促進	41
施策2 差別禁止と虐待防止の推進、権利擁護の普及	45
基本目標2『安心』-病気や障がいを地域で支えるまち	51
施策3 地域生活を支える支援の充実	51
施策4 健康支援と医療環境の充実	59
施策5 生活環境における病気や障がいへの配慮	64
基本目標3『輝き』-ともに成長し、みんな一緒に活動するまち	69
施策6 障がい児の成長を支える保育・教育の充実	69
施策7 障がい者の就労促進	75
施策8 社会参加を通じた共生社会の推進	78



第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	81
第1章 障がい福祉計画<第5期>	81
1 平成32年度の成果目標.....	81
成果目標1 入所支援利用者の地域生活移行.....	81
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	82
成果目標3 地域生活支援拠点等の整備.....	83
成果目標4 福祉施設からの一般就労移行.....	84
2 障害福祉サービス見込み・確保策.....	86
2-1 訪問系サービス.....	87
2-2 日中活動系サービス.....	88
2-3 居住系サービス.....	95
2-4 相談支援.....	98
2-5 その他サービス.....	99
3 地域生活支援事業見込み・確保策.....	100
3-1 必須事業.....	101
3-2 任意事業.....	107
第2章 障がい児福祉計画<第1期>	109
1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針.....	109
2 平成32年度の成果目標.....	110
成果目標1 児童発達支援センターの設置.....	110
成果目標2 保育所等訪問支援の実施.....	110
成果目標3 重症心身障害児の支援事業の実施.....	110
成果目標4 医療的ケア児支援の協議の場の設置.....	110
3 障がい児支援事業の見込み.....	111
3-1 障害児通所支援等.....	112
3-2 障害児相談支援.....	114
3-3 医療的ケア児を支援する体制構築.....	115
資料編	116
1 東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会設置要綱.....	116
2 東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会委員名簿.....	118
3 計画の策定経過.....	119



第 1 部 計画策定にあたって

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

本市では、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化、東日本大震災からの復興など、地域環境の変化を踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすまちづくりを目指しています。

現在は、障がい者福祉に関する計画に基づき、復興への歩みと歩調を合わせながら、障がい者や難病の方、その家族の皆さまの自立と暮らしを支える社会の再構築に向けて、本人のライフステージに合わせて生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスなどの適切な提供と環境整備に取り組んでいます。

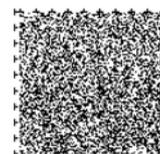
現行計画期間が平成 29 年度末で終了することから、平成 30 年度を初年度となる「第 3 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定するものです。

2 計画期間

中期的な指針となる第 3 期障がい者計画は 6 年間（平成 30～35 年度）、サービスの事業計画となる第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画は 3 年間（平成 30～32 年度）です。

<計画期間>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障がい者計画（6 年間）	第 3 期					
障がい福祉計画・障がい児福祉計画（3 年間）	第 5 期（児は第 1 期）			第 6 期（児は第 2 期）		
東松島市総合計画（10 年間）	第 2 次（平成 29～37 年度）					
東松島市復興まちづくり計画	平成 23～32 年度					



3 計画の位置付け

(1) 根拠法令

第3期障がい者計画は、障害者基本法第11条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

第5期障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

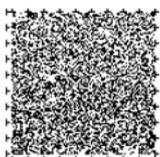
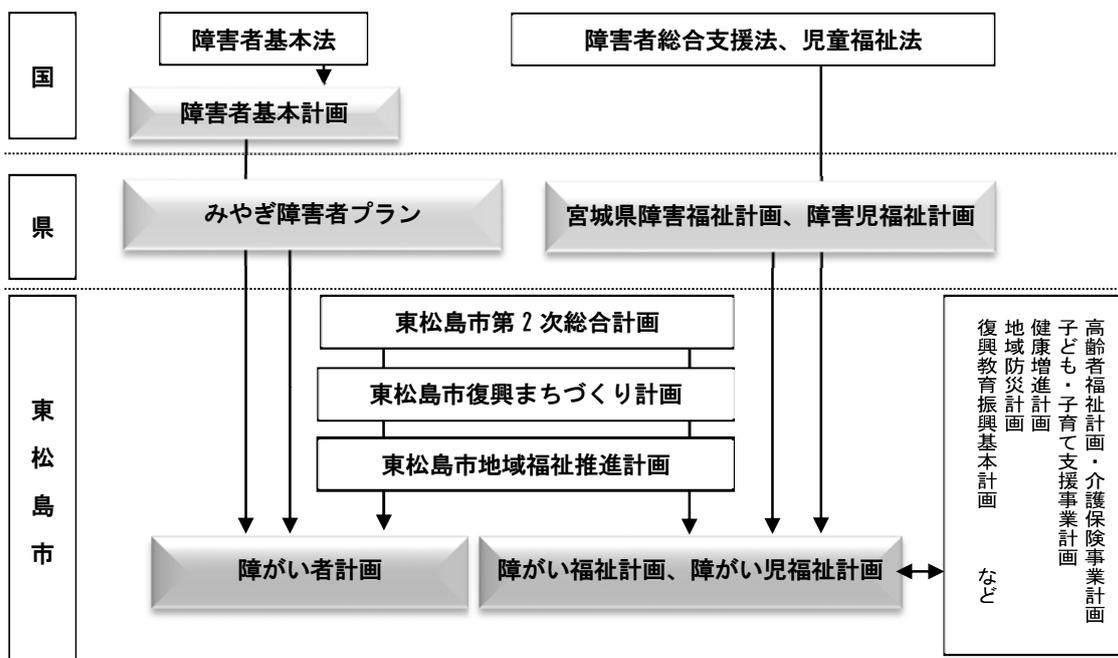
第1期障がい児福祉計画は、改正児童福祉法第33条で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

(2) 法令、他の計画との関係

市政における本計画の位置付けは、本市のまちづくりの最上位計画である「東松島市第2次総合計画」（計画期間は平成29～37年度）の個別（分野）計画のひとつです。

また、「東松島市復興まちづくり計画」をはじめ、本市の諸計画との整合性を図り、策定するものです。

<法令、他の計画との関係>



4 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された障害者基本法の定義に則り、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能に障害のある方で、障害及び社会的障壁（「参考 2」参照）により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障害（自閉症スペクトラム障害（※用語説明）、学習障害など）、高次脳機能障害の方などです。

なお、障がい福祉計画のサービス及び事業は、障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病等のある方を対象とします。

また、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で自分らしく暮らしている社会（ノーマライゼーション社会）の実現に向けて、すべての市民、すべての関係者が対象となる施策・事業も含まれています。

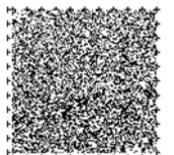
（参考）障害者基本法「障害者の定義（第二条）」（平成 23 年 8 月公布）

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

※用語説明 自閉症スペクトラム障害

自閉症は「対人関係の障害」「コミュニケーションの障害」「パターン化した興味や活動」の 3 つの特徴をもつ障害。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

（出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「e-ヘルスネット」）



5 計画の策定体制

(1) 策定体制

①東松島市

本計画の策定機関として、東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会（以下、「計画推進委員会」という。）の提案を尊重し、計画を策定します。

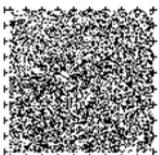
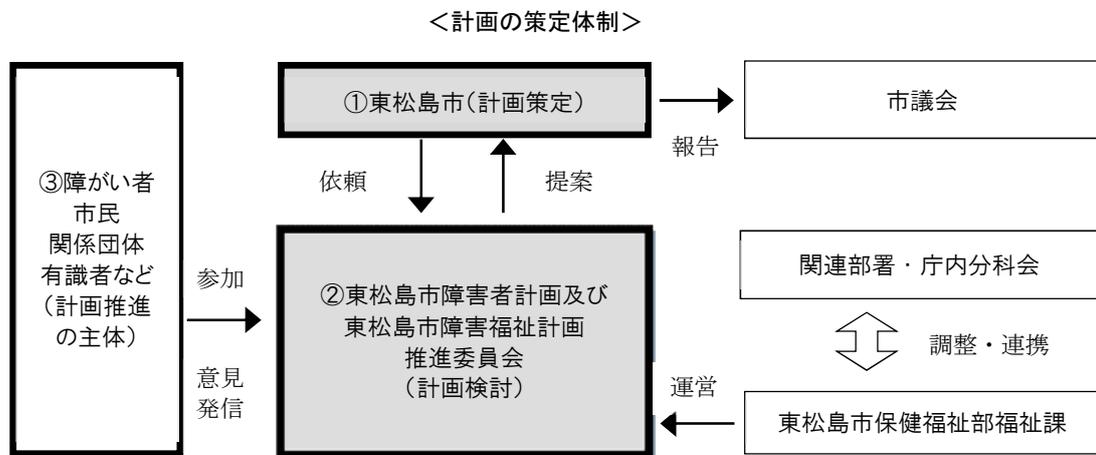
計画は市議会に報告します。

②東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会

計画の協議機関として市長からの計画策定の依頼を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、市長に計画原案を提案します。

③障がい者、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者であり、また、サービスの利用者として、アンケート、ヒアリング、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。



(2) 各種調査の概要

①現行施策の進捗調査

庁内の各部署における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の目標と施策の基礎としました。

②障がい者アンケート調査

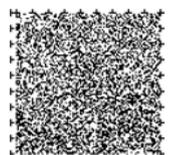
計画の対象となる障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「病気や障がいのある方の支援のためのアンケート」（以下、「障がい者アンケート」という。）を実施しました。

実施期間	平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日
対象者	障害者手帳所持者 全数 難病医療費助成を受けている方 全数 発達障害、高次脳機能障害などのうち、市で把握している方（本人承諾）
実施方法	相談員等が把握している対象者は、相談員などによる聞き取り。 相談員等が把握していない対象者は、調査票の郵送配付・郵送回収
配付数・回答数	配付数 2,297 票、回答数 1,087 票（回答率 47.3%）

③団体ヒアリング調査

施策に関係する団体の活動や意向を計画に反映するため、団体ヒアリングを実施しました。

実施期間	平成 29 年 11 月
対象者	障害福祉活動団体 4 団体 サービス提供事業所 3 事業所
実施方法	調査票の配付・回収（郵送、メールなど）
配付数・回答数	配付数 7 票、回答数 7 票（回答率 100%）



6 計画の推進体制

計画の実効性を高める事業改善の仕組み（P D C Aサイクル）を着実に実行する体制強化とともに、障がい者、市民、地域、関係機関、各団体との連携強化を図ります。

①計画推進委員会の開催

計画推進委員会を開催し、施策の進捗状況の点検・評価を行います。

また、障害者総合支援協議会などの報告に基づき、障がい者（児）施策の進捗状況や新たな課題に応じた改善案を検討し、本市に提案します。

②障害者総合支援協議会の進捗確認

障がい者の地域生活を支える体制整備を目的とする障害者総合支援協議会において、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の目標達成状況や障害福祉サービスの提供状況を確認し、供給量の確保及び質の向上のための検討を行います。

③庁内連携体制の充実

本計画の担当課を中心に関連部署と連携し、本計画の着実な推進を図ります。

本計画の取り組み状況と成果を定期的に確認し、目標達成に向けた効果的な取り組みを実施します。

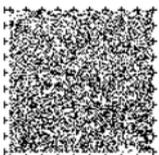
④当事者団体、関係機関、ボランティア団体などの主体性発揮

障がい者自身の自立活動や、障がい者の地域生活を支える関係機関やボランティア団体などが主体的に活動できるよう、本市と各団体との連携強化を図り、相互に協力しながら、計画の着実な推進を図ります。

⑤計画の周知と啓発

本計画の内容や進捗状況について、広報やホームページ、各団体などを通じて周知を図ります。

また、障がい者自身も市民も一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行い、地域ぐるみの支え合いを推進します。



⑥サービスの円滑な実施

(障害福祉サービスの基盤整備)

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援に関するサービス及び事業を円滑に提供するため、県、近隣自治体、サービス事業者と連携しながら、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業者の確保、人材確保など）を進めます。

(サービスの適正な支給決定)

利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズ（意向・要望）に応じたサービスの支給決定に努めます。

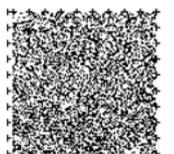
(サービス及び事業の質の向上)

サービス事業所の職員研修の充実を図り、サービスや事業における利用者の権利と安全確保に最大限配慮し、サービス及び事業の質の向上につなげます。

障害者総合支援法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、平成 30 年度から障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されます。サービス事業者に対して障害福祉サービスの内容などを都道府県知事に報告し、都道府県知事が報告内容を公表する仕組みです。この制度を障害者本人とその家族に速やかに周知し、良質なサービス選択を促すとともに、事業者自身のサービスの質の向上につなげます。

(障がい者本人の意思決定を尊重)

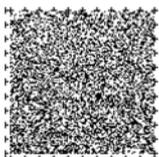
すべてのサービス及び事業の利用・提供にあたっては、権利擁護制度の適切な利用を促進し、障がい者本人の意思決定を尊重するよう、努めます。



7 法令・制度改正の動向

(1) 近年の動向

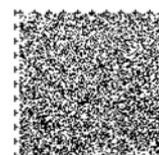
児童福祉法の一部を改正する法律 (平成 24 年 4 月 1 日施行)	○ 障害児支援の強化を図るため種別体系を一元化
障害者優先調達推進法 (平成 24 年 6 月 27 日施行)	○ 国や地方公共団体等は、策定した調達方針に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める
障害者虐待防止法 (平成 24 年 10 月 1 日施行)	○ 障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○ 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
障害者総合支援法 (平成 25 年 4 月 1 日施行)	○ 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○ 難病範囲の支援対象化 ○ 障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 (平成 26 年 1 月 20 日批准承認)	○ 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
障害者差別解消法の施行 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
成年後見制度利用促進法 (平成 28 年 5 月 13 日施行)	○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
発達障害者支援法の一部を改正する法律 (平成 28 年 8 月 1 日施行)	○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	○ 自立生活援助の創設 (円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○ 就労定着支援の創設 (就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定義務付け) ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (平成 28 年 6 月 3 日施行)



(2) 国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」の改正ポイント

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活支援拠点等の整備を一層進める ○ 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する
(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める
(3) 就労定着に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法の一部改正に伴い創設された就労定着支援を踏まえ、職場定着の向上にかかる成果目標を追加する
(4) 障害児支援の提供体制の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める <ul style="list-style-type: none"> ①地域支援体制の構築 ②保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機関と連携した支援 ③地域社会への参加・包容の推進 ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ⑤障害児相談支援の提供体制の確保
(5) 地域共生社会の実現のための規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを計画的に推進することを定める
(6) 発達障害者支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援法の一部改正を踏まえ、発達障害者支援地域協議会設置の重要性について定める ○ 可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう適切な配慮の重要性について定める

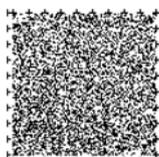
出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針



(3) 国の障害者基本計画（第4次）の概要（※平成30年1月末日現在）

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる。
計画期間	平成30年度から34年度までの5年間
基本原則	<p>①地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>②差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>③国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する 横断的視点	<p>(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</p> <p>(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>(5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>(6) P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p>
施策の円滑な推進	<p>(1) 連携・協力の確保</p> <p>(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</p>
各分野の障害者施策 の基本的な方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3 防災、防犯等の推進 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6 保健・医療の推進 7 行政等における配慮の充実 8 雇用・就業、経済的自立の支援 9 教育の振興 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11 国際社会での協力・連携の推進

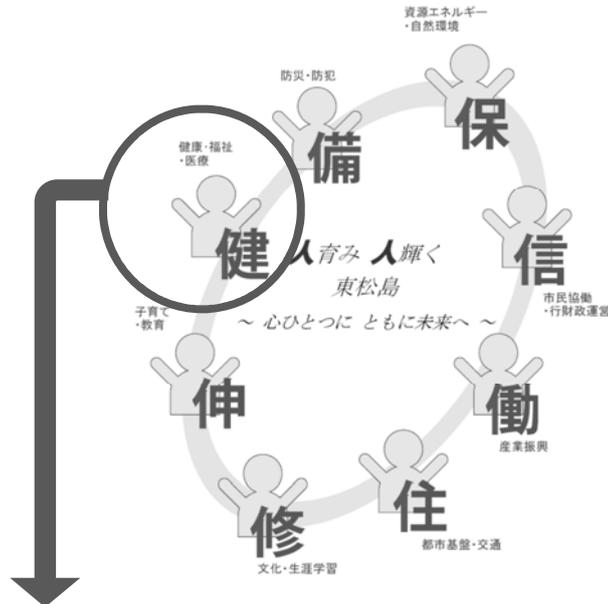
出典：内閣府 障害者政策委員会



(4) 東松島市第2次総合計画

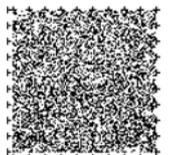
本市のまちづくりの最上位計画である「東松島市第2次総合計画」は8つの分野で構成されています。その中で、本計画は、健康・医療・福祉分野（「健」）における個別（分野）計画のひとつとなります。

本計画の推進によって健康・医療・福祉分野（「健」）の目標である「健康意識が高く、誰もが、いつまでも元気に暮らせるまち」の形成に寄与するものです。



<東松島市第2次総合計画の「健康・医療・福祉分野」の概要>

「健」 健康意識が高く、誰もが、いつまでも元気に暮らせるまち	
項目	いきいきと健康に暮らせるまち
目指す姿	安心して利用できる地域医療体制のもとで、市民一人ひとりが日々の健康づくりに積極的に取り組み、誰もがいきいきと元気に暮らし続けることのできるまちを目指します。
方針	健康寿命の延伸に向けて、生涯を通じた健康づくりについて、市民一人ひとりの意識を高め、健康づくりの実践を促すとともに、これをサポートする医療・保健等の取り組みを総合的に進めます。
	医療機関をはじめ、行政、住民・民間企業との連携のもとで、救急医療の安定的に維持するとともに、多様化する市民ニーズに対応するため医療の充実に取り組みます。



(5) 地域包括ケアシステムをめぐる状況

①必要性

社会福祉各分野では、医療・介護を中心に需要が増加し、負担の増大とともに支え手不足が深刻な問題になりつつあります。団塊世代が75歳以上となる2025年以降はその傾向がより顕著になると想定されます。

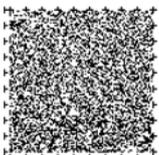
現在、このような社会変化を踏まえ、高齢者福祉分野が中心となって地域包括ケアシステム（医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制）の構築が進められています。

これは本来的には高齢者のみならず、障がいのある人、子ども、生活困窮者など生活上の問題・困難を有するあらゆる人のためのものであると考えられます。

②地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助

本市でも上記の社会変化の影響は大きく、また少子・高齢化や市民生活の変化から従来の「公助」「共助」主導の福祉ではなく、「自助」「互助」の役割を再評価し、これらと相まって総合的な施策の展開が必要となっています。人々を支えるには「自助」「互助」の役割に配慮しつつ、それでカバーできないことに公的サービスを用い対策を講じることが基本的な考え方として必要となります。

	自助	互助	共助	公助
定義	自分（世帯）が主体的に自らを支えること	近隣住民による助け合い、ボランティア、NPO などによる支援	制度化された相互扶助。 社会保障制度	「自助」「互助」「共助」でも支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度
相互関連	全ての基礎	「自助」を支える ※自身がサポートする立場にもなる	「互助」で解決困難な課題を支える	「自助」「互助」「共助」で解決困難な課題を支える
特性	血縁や扶養の範囲内で実施	制度に基づかず、自発的支え合いで成立	制度加入者の相互負担で成立	制度は税金により成立第三者介入しづらい例が多い
具体例 （含む他法）	リハビリ、家庭での介助・療育訓練、民間サービスの利用など	ボランティア、NPO、家族会、自治会などでの見守り・相談活動など	年金、介護保険、医療保険、各利用料等の割引制度など	障害福祉サービス、地域生活支援事業、生活保護、措置制度、虐待対策など



第2章 支援が必要な人の状況

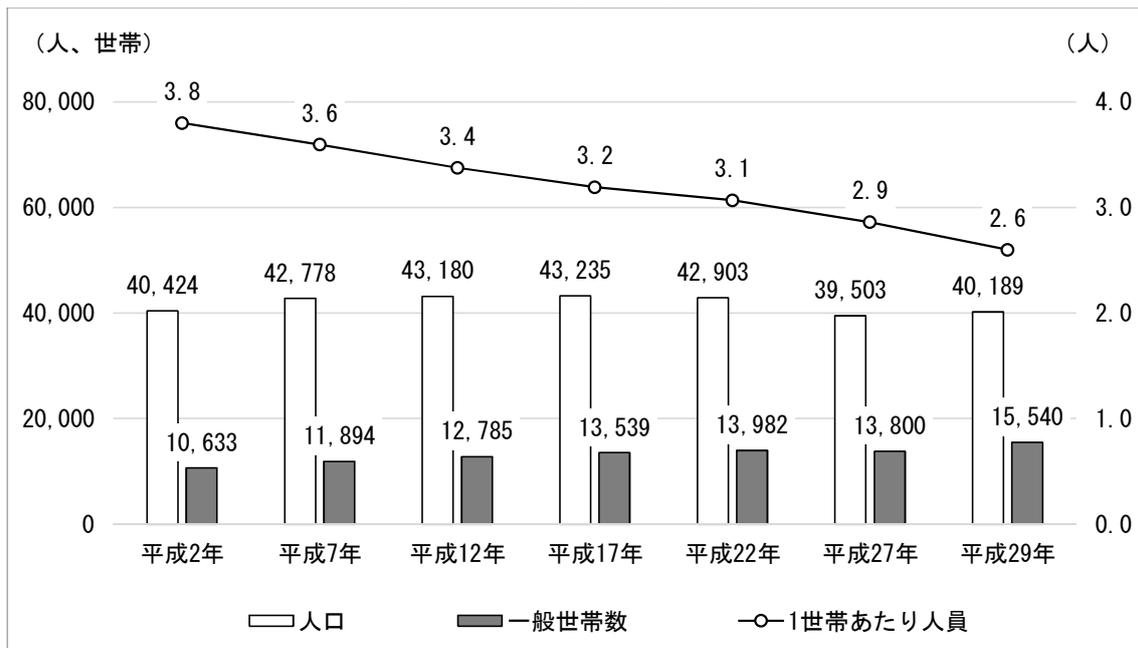
1 人口・世帯の状況

本市の人口は平成17年まで増加していましたが、その後、減少に転じています。平成23年3月に発生した東日本大震災の影響などもあり、平成29年3月現在、40,189人となっています。

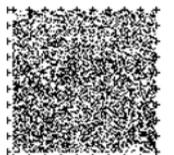
一般世帯数は、人口が減少する中でも少しずつ増加しており、平成29年3月現在、15,540世帯となっています。

人口減少と世帯数の増加によって1世帯あたり人員は年々低下し、平成29年3月現在、2.6人となり、核家族化やひとり暮らしの増加がみられます。

図表 人口・世帯数・1世帯あたり人員



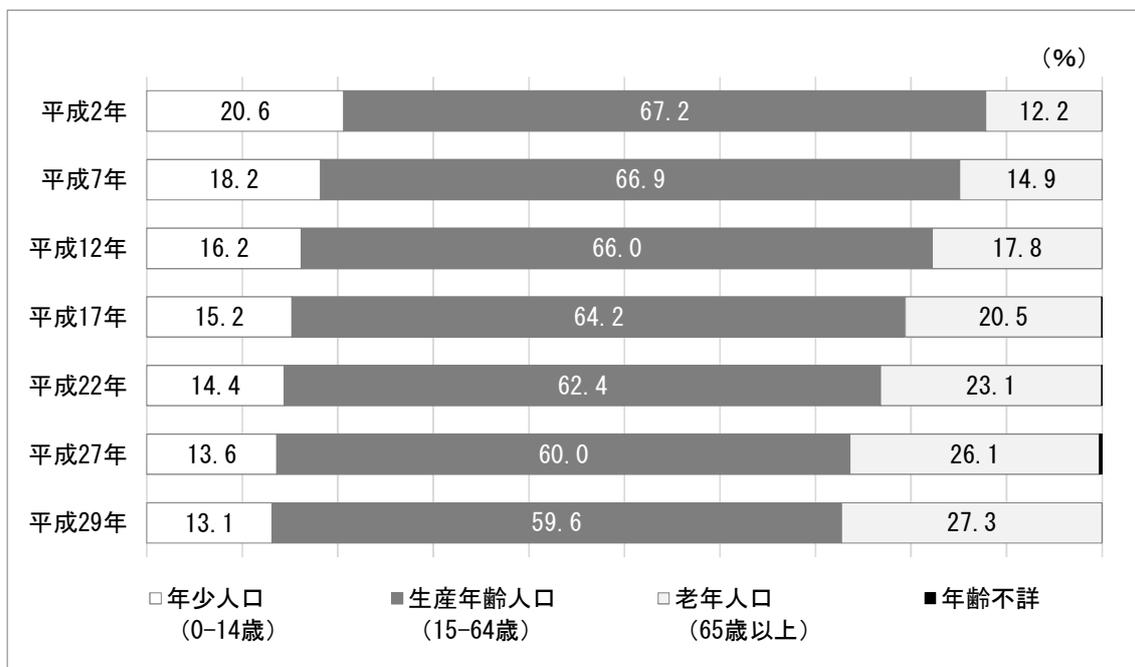
資料：国勢調査（各年10月1日現在）、平成29年は住民基本台帳人口（3月31日現在）



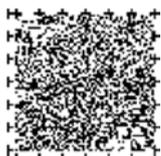
年齢3区分の人口割合は、平成2年では0～14歳の年少人口割合が65歳以上の高齢者人口割合を上回っていました。

その後、少子高齢化が進んだことから、平成29年3月現在、0～14歳の年少人口割合は13.1%、65歳以上の高齢者人口割合は27.3%となり、人口の3.6人に1人が高齢者となっています。

図表 年齢別（3区分）人口割合



資料：国勢調査（各年10月1日現在）、平成29年は住民基本台帳人口（3月31日現在）



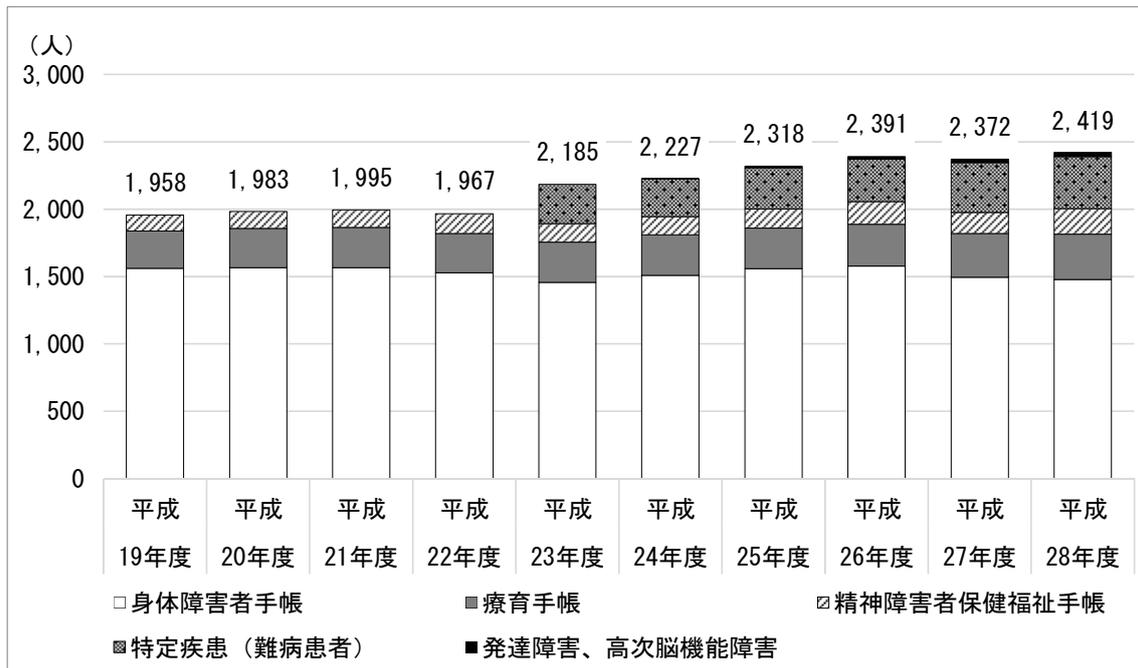
2 病気や障がいによって支援が必要な人の推移

(1) 病気や障がいによって支援が必要な人

障害者手帳、特定疾患（難病患者）、発達障害、高次脳機能障害を含め、病気や障がいによって支援が必要な人数は、平成 28 年度末現在、2,419 人となっています。

人口に対する病気や障がいによって支援が必要な人数の割合は、高齢化の進展、特定疾患の対象疾病（指定難病）の増加などを要因に上昇傾向がみられ、平成 19 年の 4.5% から平成 28 年は 6.0% となっています。

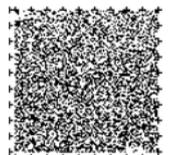
図表 病気や障がいによって支援が必要な人数



	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障害者手帳	1,561	1,566	1,566	1,527	1,455	1,510	1,558	1,576	1,496	1,479
療育手帳	278	292	298	293	301	299	302	313	324	335
精神障害者保健福祉手帳	119	125	131	147	137	137	141	167	156	189
特定疾患（難病患者）					292	279	306	317	370	388
発達障害、高次脳機能障害						2	11	18	26	28
合計	1,958	1,983	1,995	1,967	2,185	2,227	2,318	2,391	2,372	2,419
対人口割合 (%)	4.5	4.5	4.6	4.5	5.2	5.5	5.7	6.0	5.9	6.0

重複する人数を含む。

資料：市福祉課



(2) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、平成 19 年度末の 1,561 人から、年度によって増減しています。平成 28 年度末現在は 1,479 人であり、平成 27 年度から 2 年連続で減少しています。

平成 28 年度末現在、年齢は 18 歳以上が 98.0%、等級は重度（1 級、2 級）が 47.3% をそれぞれ占めています。

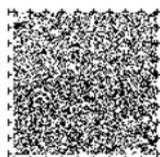
障がいの種類別は、「肢体不自由」が 48.2%、「内部障害」が 34.8% を占め、この 2 つで全体の 83.0% を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
年齢	18 歳未満	27	29	29	26	27	26	26	29	34	30	
	18 歳以上	1,534	1,537	1,537	1,501	1,428	1,484	1,532	1,547	1,462	1,449	
等級	1 級	重度	538	531	537	525	496	509	529	520	497	484
			252	254	247	226	207	211	213	220	213	215
	3 級	中度・ 軽度	277	278	274	270	260	279	298	297	273	266
	4 級		292	297	304	306	305	322	324	334	323	321
	5 級		115	117	116	114	100	100	105	114	111	112
	6 級		87	89	88	86	87	89	89	91	79	81
障がいの種類	視覚障害		538	531	537	525	496	509	529	520	497	484
	聴覚・平衡		252	254	247	226	207	211	213	220	213	215
	音声・言語・ そしゃく		277	278	274	270	260	279	298	297	273	266
	肢体不自由		292	297	304	306	305	322	324	334	323	321
	内部障害		115	117	116	114	100	100	105	114	111	112
全体		1,561	1,566	1,566	1,527	1,455	1,510	1,558	1,576	1,496	1,479	

障がいの種類は重複する人数を含む。

資料：市福祉課



(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数は、平成 19 年の 278 人から概ね増加傾向にあり、平成 28 年度末現在では 335 人となっています。

また、年齢は 18 歳以上が 74.0%、等級は重度（A）が 43.6%をそれぞれ占めています。

図表 療育手帳所持者数

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年齢	18 歳未満	55	65	62	60	65	70	71	72	79	87
	18 歳以上	223	227	236	233	236	229	231	241	245	248
等級	A 重度	135	138	137	136	138	134	137	142	143	146
	B その他	143	154	161	157	163	165	165	171	181	189
全体		278	292	298	293	301	299	302	313	324	335

資料：市福祉課

(4) 精神障がい者

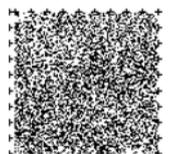
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 19 年度末現在の 119 人から概ね増加傾向にあり、平成 28 年度末現在では 189 人となっています。

また、年齢は 18 歳以上が 100.0%、等級は援助必要（2 級）が 57.7%をそれぞれ占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
年齢	18 歳未満	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	18 歳以上	119	124	130	146	136	137	141	167	156	189
等級	1 級 常時援助	31	27	24	17	26	22	18	20	25	24
	2 級 援助必要	55	49	62	72	73	70	73	68	85	85
	3 級 生活に制限	48	43	39	42	48	45	46	53	57	47
全体		119	125	131	147	137	137	141	167	156	189

資料：市福祉課



(5) 難病患者、発達障害、高次脳機能障害

特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患受給者は、対象疾患の追加などによって増加傾向にあり、平成 28 年度末現在、388 人となっています。

図表 難病患者数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小児慢性特定疾患医療受給者	47	48	47	48	54	53
特定疾患医療受給者	245	231	259	269	316	335
合計	292	279	306	317	370	388

資料：市福祉課

発達障害の疑いのある子ども、高次脳機能障害のうち、市で把握している人数は、平成 28 年度末現在は合計で 27 人となっています。

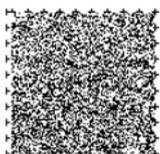
図表 発達障害、高次脳機能障害の人数

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
発達障害		9	16	24	26	25
高次脳機能障害	2	2	2	2	2	2
合計	2	11	18	26	28	27

資料：市福祉課

※発達障害は、就学前の障がい者通所支援の支給決定人数

高次脳機能障害は、市に相談に来た人数



(6) 自立支援医療費受給者

障がいの程度の軽減・除去のための治療に対する医療費の助成を受ける自立支援医療費受給者数は、平成 28 年度末現在で 573 人となっています。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者数 189 人に対して、精神通院医療受給者数は 483 人と 2.6 倍となり、手帳の交付を受けずに精神疾患で治療している人の多いことがわかります。

図表 自立支援医療費受給者数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
精神通院医療								453	431	483
更生医療					78	80	79	70	80	83
育成医療							6	6	4	7
合計					78	80	85	529	515	573

資料：市福祉課

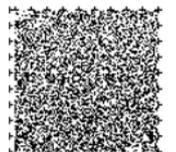
※精神通院医療：精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上）

育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳未満）



東松島市キャラクター イート



3 支援が必要な人と家族を支える地域の状況

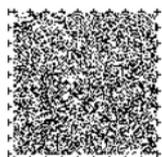
(1) 障害福祉サービス事業所

障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供する事業所は、平成 29 年 4 月現在、196 事業所（石巻圏域の事業所を含む）です。重度障害者等包括支援、療養介護はありません。

図表 障害福祉サービス事業所

区分	サービス・事業	事業所数	備考
障害福祉サービス (訪問系)	居宅介護	30	
	重度訪問介護	20	
	行動援護	1	
	同行援護	3	
(日中活動系)	生活介護	20	
	短期入所	9	
	自立訓練（生活・機能）	10	
	就労移行支援	5	
	就労継続支援（A型）	4	
	就労継続支援（B型）	14	
(居住系)	施設入所支援	2	
	共同生活援助	5	
(相談支援)	相談支援事業所	9	障害児相談支援事業所含む
(障がい児支援)	児童発達支援	6	
	保育所等訪問支援	1	
	放課後等デイサービス	13	
	短期入所（障がい児対象）	1	
地域生活支援事業	日中一時支援	22	
	移動支援	11	
	訪問入浴サービス	5	
	地域活動支援センター	4	
就労支援	障害者就業・生活支援センター	1	

資料：市福祉課（平成 29 年 4 月現在）



(2) 相談窓口

平成 29 年 4 月現在、市内 5 か所で障がい者（児）に関する相談支援を行っています。

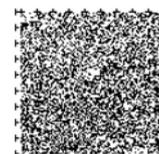
また、相談支援事業窓口以外にも、民生委員・児童委員、各保育所・幼稚園、小・中学校、地域包括支援センター（主に高齢者対象）、各サービス事業者、医療機関といった身近なところで相談できます。

事業所などが相談を受けた場合、市内外の専門機関や関係機関と連携し、相談事案の解決まで必要な支援を行います。

図表 市内の障がい者（児）相談窓口

窓口名	実施主体	備考
東まっしま地域生活支援センター・カノン	社会福祉法人 矢本愛育会	障害者計画相談支援 および障害児相談支援 に対応可 東松島市委託事業所
ひまわり障がい者相談支援室 （ひまわりデイサービスセンター）	医療法人社団 健育会	
障がい者相談支援事業所・とも	一般社団法人 心和会	
福祉課・健康推進課	東松島市	
さぼーと こどもの広場	社会福祉法人 矢本愛育会	障害児相談支援に 対応可

資料：市福祉課（平成 29 年 4 月現在）



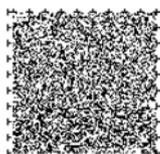
(3) 障害福祉活動団体

平成 29 年 4 月現在、4 団体が障がい者の活動支援を行っています。

図表 障害福祉活動団体

組織名	活動概要
東松島市精神保健福祉会 (精神障害団体)	<ul style="list-style-type: none">・主な活動場所は「東まつしま地域生活支援センター」・定期総会、カノン合同BBQ大会、カノン合同クリスマス会、座談会などを実施。・精神障がい者が働く施設の見学を実施。・会員 10 名、賛助会員 17 名。・市民への講演会活動を実施。
東松島市身体障害者福祉協会 (身体障害団体)	<ul style="list-style-type: none">・総会開催・「東松島身障便り」発行・室内スポーツ大会及び石巻市身障協会のスポーツ大会へ参加・料理教室・移動研修・新春懇談会・近隣身障協会との情報交換会
NPO石巻広域ソーシャルスキルトレーニングの会アドベンチャークラブ (知的障害団体)	<ul style="list-style-type: none">・発達障害や生きにくさを抱える子どもから大人までの余暇活動の場を充実させる活動。・年に 7 回程度、他団体との交流や合宿、社会体験活動、外出などを実施。・会員数はメンバー12 人、保護者会員 13 人、ボランティア会員 10 人。
なりわい舎 (ボランティア団体)	<ul style="list-style-type: none">・障害の有無にとらわれず、社会奉仕活動及び生業活動を通じて、障害理解の促進や社会参加及び就業促進し、お互いを認め合いながら生活ができる社会づくりを目的とする。

資料：市福祉課（平成 29 年 4 月現在）



(4) 幼稚園、保育所、小・中学校

平成 29 年 4 月現在、市内全施設（市立）で障がい児の受け入れを行っており、障がい児保育、特別支援学級の充実に努めています。

(5) 就労

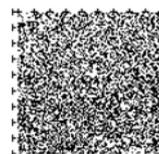
障害者雇用促進法が平成 28 年 4 月に改正され、法定雇用率の算定基礎の見直し（算定基礎に精神障がい者を加える。平成 30 年 4 月施行）などが定められ、国全体で障がい者の雇用促進に取り組んでいるところです。

平成 29 年 6 月現在、行政機関としての障がい者雇用率は、市役所が 2.81%、市教育委員会が 2.00%です。

(参考) 平成 30 年 4 月より適用される法定雇用率

	平成 30 年 3 月 31 日以前	平成 30 年 4 月 1 日以降から経過措置適用期間終了まで (※)	経過措置適用期間の終了以降 (※)
民間企業 (雇用率)	2.0%	2.2%	2.3%
(常時雇用する労働者数)	50 人以上	45.5 人以上	43.5 人以上
国、地方公共団体など (国、県、市町村など)	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県などの教育委員会 (県や市町村の教育委員会)	2.2%	2.4%	2.5%

※平成 30 年 4 月から 3 年を経過する日より前 (引き上げ時期は国で検討)

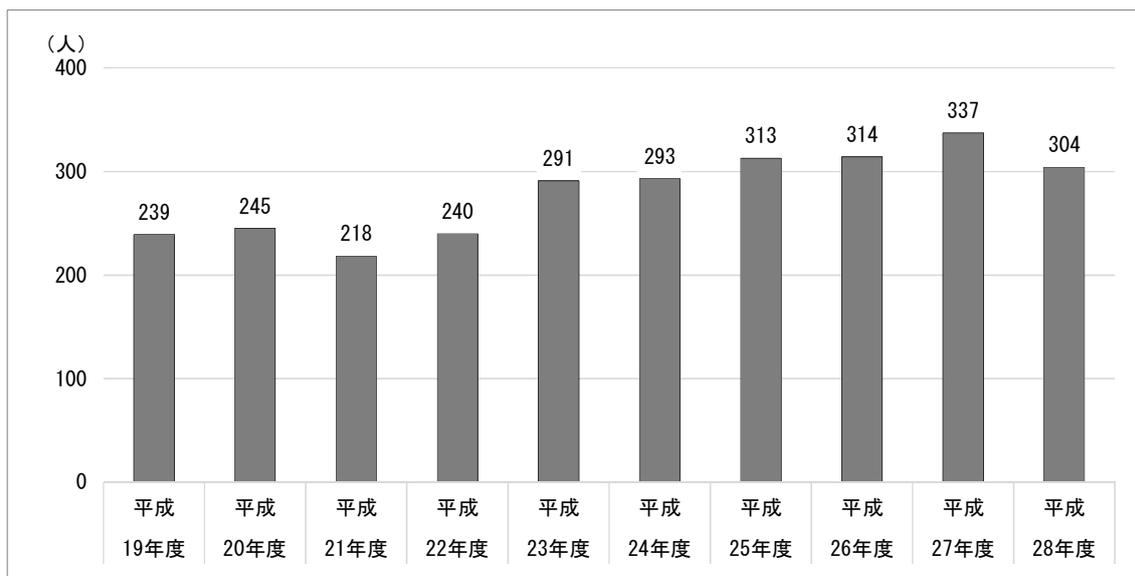


4 障害福祉サービスの利用状況

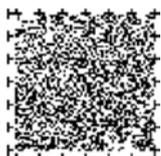
(1) 支給決定者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定者数は、年度によって増減しているものの、全体的には増加しており、平成28年度末現在、304人となっています。

図表 障害福祉サービスの支給決定者数



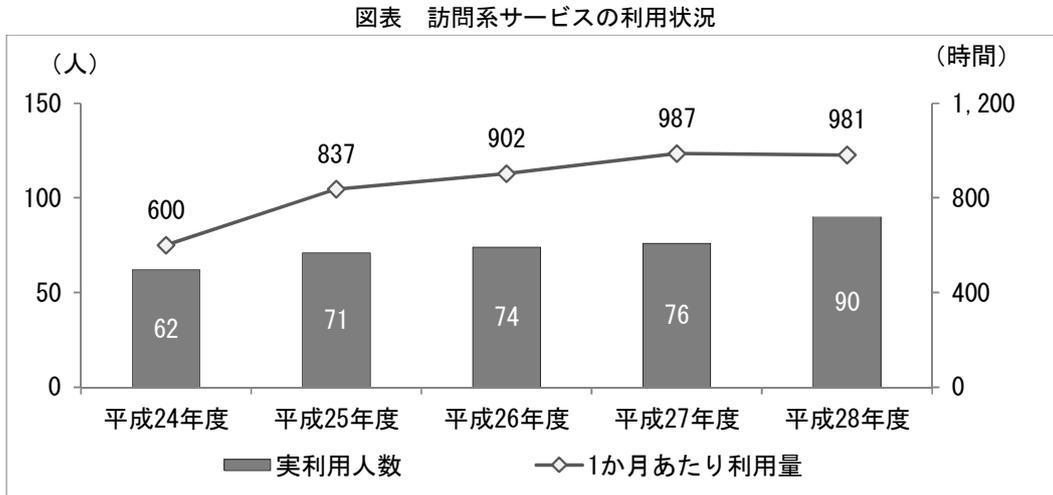
資料：市福祉課



(2) 障害福祉サービスの利用状況

①訪問系サービス

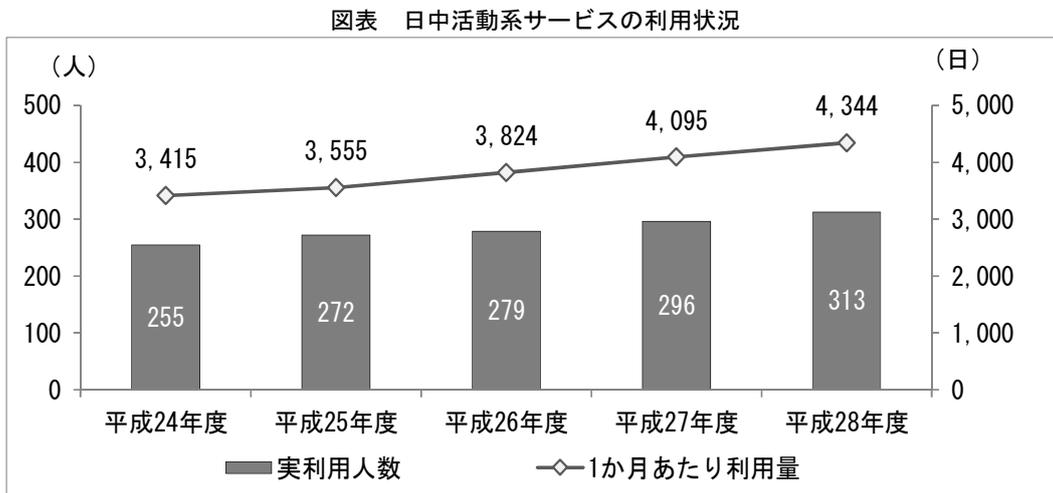
訪問系サービスは障がい者の自宅に訪問して行うサービスの総称です。実利用人数は、平成24年度の62人から平成28年度は90人に増加しています。利用人数の増加に伴い、1か月あたり利用量も増加し、平成28年度は981時間となっています。



資料：市福祉課

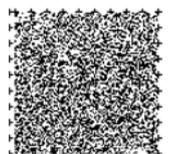
②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がい者の日中活動を支援するサービスの総称です。実利用人数は、平成24年度の255人から平成28年度は313人に増加しています。利用人数の増加に伴い、1か月あたり利用量も増加し、平成28年度は4,344日となっています。



※1か月あたり利用量は療養介護を除く

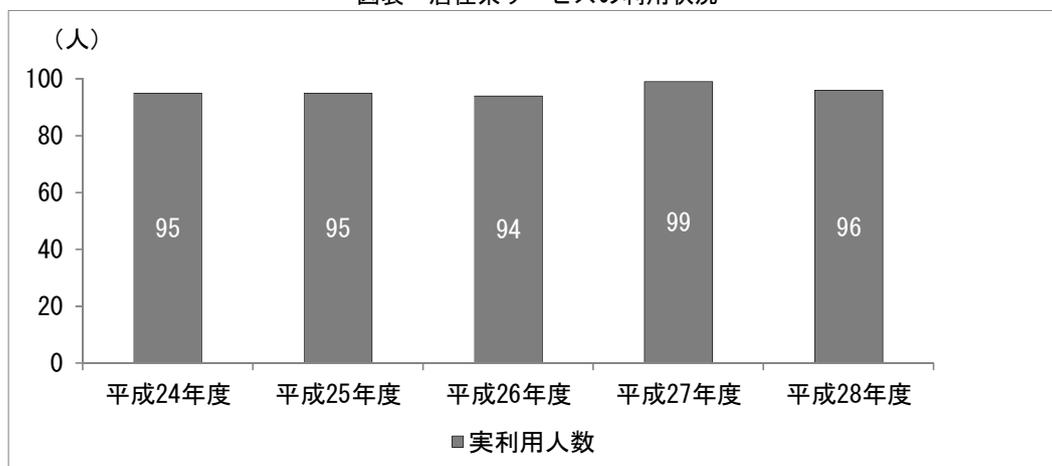
資料：市福祉課



③居住系サービス

居住系サービスは地域で暮らすための居住の場を提供するサービスの総称です。実利用人数は平成24年度からほぼ横ばいであり、平成28年度は96人となっています。

図表 居住系サービスの利用状況

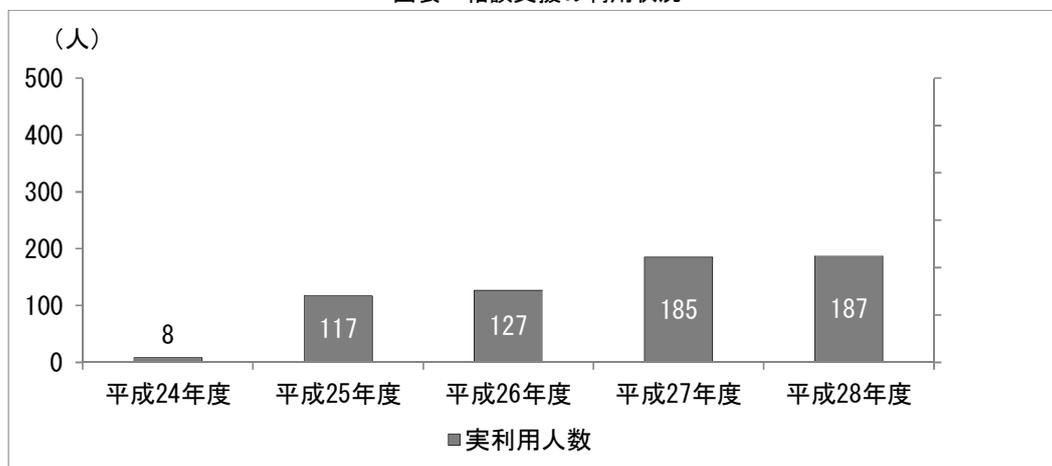


資料：市福祉課

④相談支援

相談支援はサービス利用計画の作成と地域移行を支援するサービスです。実施体制を強化したこと、平成27年度から地域移行支援を開始したことにより、実利用人数は徐々に増加し、平成28年度は187人となり、対象者全員の利用計画の作成が実現しました。

図表 相談支援の利用状況



資料：市福祉課

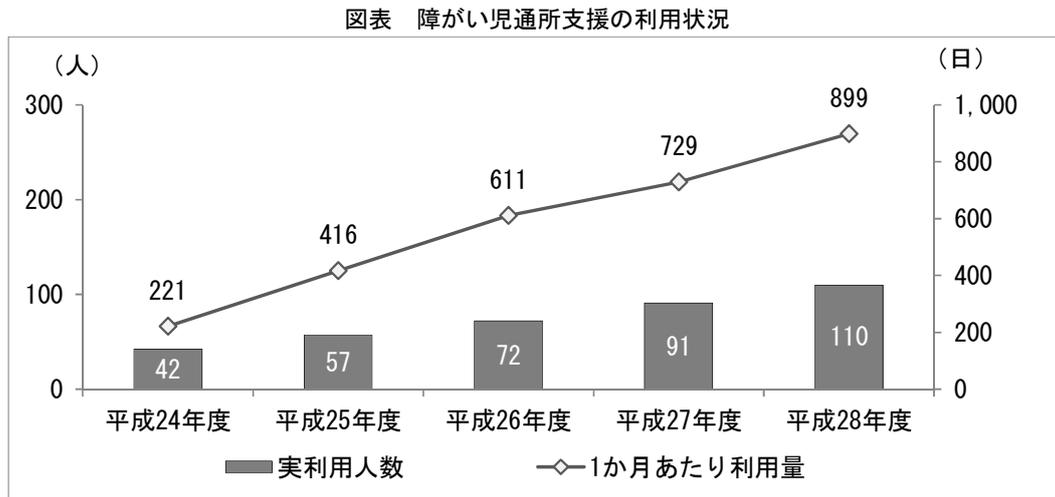


(3) 障がい児対象事業の利用状況

①障がい児通所支援

障がい児通所支援は、障がい児の発達を支援する複数の事業の総称です。実利用人数は、実施体制を強化したことにより、平成24年度の42人から平成28年度は110人に増加しています。

利用人数の増加に伴い、1か月あたり利用量も増加し、平成28年度は899日となっています。

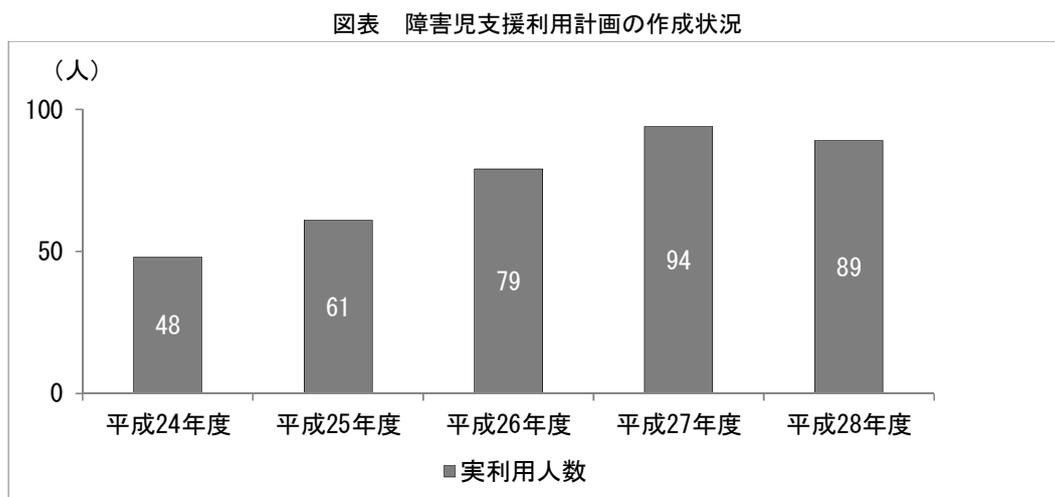


資料：市福祉課

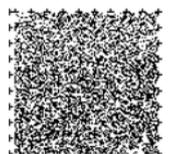
②障がい児相談支援

障がい児相談支援は、障害児支援利用計画の作成や関係者との連絡調整などを行う事業です。

実施体制を整えた平成25年度から利用がはじまり、平成28年度には対象者全員の利用計画の作成が実現しました。



資料：市福祉課



(4) 地域生活支援事業の利用状況

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業には、必須事業と任意事業があります。

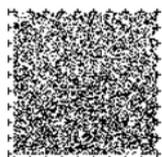
必須事業では、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センターが、任意事業では、日中一時支援事業（一時預かり）が最も利用されています。

図表 地域生活支援事業の利用状況（期間内に利用のあった事業を掲載）

【必須事業】		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所	2	3	3	3	3
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有
	基幹型相談支援センター等 （機能型）機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実人数		2	10	1	0	1
	延べ派遣回数		5	12	12	0	5
日常生活用具給付等事業	件／年		951	1,033	1,259	1,181	1,137
移動支援事業	実施か所		3	5	4	7	7
	実人数		28	36	36	33	39
	延べ時間		758	989	832	626	1,202
地域活動支援センター （基礎的事業、I型）	実施か所		1	1	1	1	1
	人／年		7,463	8,151	8,118	8,290	8,640

【任意事業】		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問入浴サービス事業	実人数		3	3	6	5	6
	延べ回／年		272	254	333	352	351
日中一時支援事業	実人数		69	54	57	41	43
	延べ回／年		1,058	1,490	1,344	1,428	1,647
社会参加促進事業	件数／年		2	2	2	6	2

資料：市福祉課



5 これからの課題

(1) 「共生」-お互いを思いやり、ともに支えあうまちの課題

①相互理解

障がい者アンケートからは、病気や障がいに対する周囲の差別や偏見は、数年前より改善されてきていることがうかがえます。これは震災復興の中でお互いを認め合うことが市全体に浸透したとも考えられます。

また、市内を『暮らしやすい』と評価しており、今後も家族と一緒に市内居住を希望しています。その実現のために多くの障がい者が、病気や障がいに対する周囲の正しい理解がさらに広がり、深まることを求めています。

誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるためには、障がい者を含む市民、地域、関係機関、行政が協力して取り組まなければなりません。このためには障がい者自身や家族の積極的な地域参加や身近な交流機会の拡大、また障害者差別解消法の理念である地域社会の合理的配慮（※用語説明）の普及が必要です。

②権利擁護

障がい者アンケートでは、日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）、成年後見制度の認知度は、少しずつですが、高まりつつあることがうかがえます。

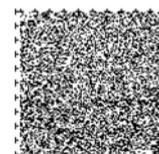
今後、本人や家族の高齢化が進み、年金や手当てなどの管理ができなくなる場合に備えて、本人や介助者に権利擁護制度の周知を継続的に行うこと、生活支援員や後見人など事業を担う人材の養成を図ることが必要です。

図表 「共生」-お互いを思いやり、ともに支えあうまちの成果指標の達成度

指標	基準値 (平成 24 年度)	前計画目標 (平成 29 年度)	実績 (平成 29 年度)	評価
差別や偏見を「特に感じない」障がい者の割合	46.0%	50%以上	62.7%	達成
日常生活自立支援事業、成年後見制度を「知っている」障がい者の割合	12.7%	20%以上	14.5%	未達成だが、目標に近づく

※用語説明 合理的配慮

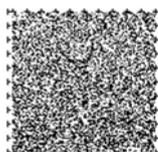
合理的配慮とは、障害者差別解消法で定められた規定。役所や事業者に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。



■参考：内閣府「合理的配慮等具体例データ集」（全般）

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index_general.html

○代表的な合理的配慮	×不当な差別的取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1. 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する 2. 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする 3. 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする 4. 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる 5. 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）等を活用する 6. 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する 7. 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する 8. 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する 9. 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする 10. お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す 11. 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由に窓口対応を拒否する 2. 障害を理由に対応の順序を後回しにする 3. 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む 4. 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む 5. 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする 6. 「障害者不可」「障害者お断り」と表示・広告する 7. 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり、評価に差をつける 8. 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける



(2) 「安心」-地域で暮らし続けることができるまちの課題

①生活支援

(相談)

障がい者アンケートでは、市窓口や相談支援事業所が「相談しづらい」と感じる割合は平成24年調査に比べて低下しています。そして、暮らしやすいまちに最も必要なことに「一人ひとりの状況に応じ、きめ細かな相談支援体制の充実」を挙げています。

相談内容は、本人の病気や障がい以外にも、震災の影響などもあり、複雑な家族問題が背景にあるケースも考えられます。

今後、市窓口や相談支援事業所をはじめ、民生委員・児童委員、医療従事者、近隣住民などの相談を受ける側は本人の家庭環境や背景を理解するように努め、本人が理解できる丁寧な説明を心掛けるなど、相談支援の一層の技能向上が必要です。

また、市役所や相談支援事業所では、障がい者の気持ちに配慮した場所や設備の工夫も必要となります。

(生活支援)

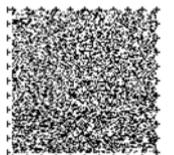
障がい者アンケートでは、現行の障害福祉サービスや障害福祉サービス事業所に対する感謝の声が寄せられています。その一方、高齢の家族が高齢の障がい者を介助する「老老介護」のケースも多くみられ、介助者自身の「自分の健康や心身の状態」への不安も高まっています。

今後の高齢化を考えると、介助者の健康維持（疾病予防、介護予防）も重要な課題であり、特に高齢後期夫婦のみ世帯（夫婦とも75歳以上）では、本人と介助者双方の健康維持（疾病予防、介護予防）と生活全般への支援を重層的に行うことが必要です。

また、介助者支援として、同世代や先輩世代の介助者に話を聞く場、家族同士の交流を、住民団体などのインフォーマル活動の協力で行うことによって、介助者の不安や悩みをやわらげていく取り組みも大切です。

障がい者本人に対する障害福祉サービスは、国の制度改正と合わせつつ、利用希望の高いサービスを中心に基盤整備を進めることが必要です。しかし、その一方で、サービス利用にかかる公費負担には限界もあることから、病気や障がいがあっても、あるいは、ひとりでも賃貸住宅などで暮らすことのできる環境づくりと支援体制（地域包括ケア）の充実が、より一層、重要になります。

さらに、障害者総合支援協議会を中心に関係機関が協力して、「利用者目線」でサービスの質を高めていくことも継続していくことが重要です。



②保健・医療

障がい者アンケートでは、本市に最も期待する事業は「安心して受診できる医療機関」であり、医療環境の充実が本市の最重要テーマのひとつとなっています。また、幼児期、児童期に治療を受けることのできる病院への希望もあります。

抜本的な解決は難しい課題ですが、病気や障がいの重度化、重複化、長期化も懸念されることから、専門医療、救急医療、リハビリテーション、また、早期の療育などの体制充実に向けて、関係機関との協議を継続し、ひとつずつでも着実に改善していくことが必要です。その中で、子どもの医療サポートのあり方も検討していくことが必要です。

また、医療機関は受診者の症状を上手に聞き出すこと、介助者や障がい者が症状などができる限り正確に伝えることの両方が、安心して受診できる地域医療にとって大切になります。

③生活環境

震災から7年が経過した現在、障がい者アンケートでは、災害時の避難や支援体制の重要性を十分に認識している一方で、災害に準える割合は低下しています。

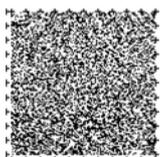
再び大きな災害が発生した時に備え、障がい者が周囲からの見守りや声かけを受けやすくなるよう、障がい者と近隣住民との日頃の交流を増やす取り組みが必要です。

また、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯を中心に「災害時避難行動要支援者情報登録制度」の登録率と「サポートカード」普及率を高めること、難病患者や障がい者の視点から避難時や避難生活のきめ細かな配慮の浸透や支援の充実も必要です。

図表 「安心」-地域で暮らし続けることができるまちの成果指標の達成度

指標	基準値 (平成24年度)	前計画目標 (平成29年度)		実績 (平成29年度)	評価
市窓口や相談支援事業所は「相談しづらい」と感じる障がい者の割合	20.6%	15%以下	→	7.2%	達成
障害福祉サービスが「足りていない」と感じる障がい者の割合	13.0%	10%以下	→	※3.9%	達成
健康状態や障がいについて安心して相談できる医師が「いない」障がい者の割合	16.2%	10%以下	→	12.9%	未達成だが、目標に近づく
地震や風水害の際の避難支援体制について満足している障がい者の割合	27.0%	30%以上	→	38.9%	達成
交通機関等の利便さについて満足している障がい者の割合	26.3%	30%以上	→	33.3%	達成

※障害福祉サービスを「利用したくても利用できない制度やサービスなどがある」と回答した割合



(3)「輝き」-生きがいに満ち、心豊かに暮らせるまちの課題

①教育・育成

(療育)

子どもの障がいや発達課題に気づいたきっかけを障がい者アンケートからみると、幼児期は「出生時」が多く、児童期、成年期は「家庭での様子」で気づくケースが多いことがわかります。

その一方、家庭環境が震災とそこからの復興に伴い大きく変化しており、保護者の気持ちや経済的なゆとりがなく、子どもの病気や障がいに適切な対応ができないケースも考えられます。

本市特有のこうした状況も踏まえ、今後は、外見でわからない病気や障がいの早期発見のため、すべての保護者を対象に、病気や障がいに関する学習や、子どもへの適切な接し方を学ぶ機会の充実、気軽に相談できる窓口の周知が必要です。

また、全国的にみても増加傾向にある発達障がい児への支援の強化も含め、保護者の利用希望に応じ、障がい児福祉サービスを計画的に提供できる体制が必要です。

さらに、保健・医療・福祉・保育・教育など関係者がデータや情報を共有し、子どもの成長に合わせて、長期にわたる継続的かつ重層的な支援体制の充実も重要です。

(保育・教育)

障がい者アンケートからみる教育への希望は、幼児期は「学習支援や介助、就学相談など、園・学校生活のサポート」、児童期は「障がいや発達課題などに対する、教師やほかの児童生徒の理解と配慮」です。

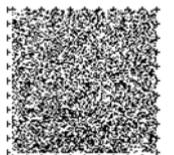
保護者のこうした期待に応え、障がい児の教育環境を向上するため、特別支援教育コーディネーターが中心となり、保育所、幼稚園、小・中学校の教職員が病気や障がいを正しく理解すること、発達や心身の状況に応じた指導方法を実践することが重要になります。

また、多忙な教職員をサポートする専門的な支援スタッフの充実や、授業、休み時間、給食時間、放課後など様々な場面への学校ボランティアの導入など、本市が進めるコミュニティ・スクールを障がい児の教育環境に展開することも必要です。

さらに、障がい児の学校や地域で“自分が差別されている意識”や“周囲に迷惑をかけると感じる意識”をやわらげ、お互いが共生できるよう、保育所、幼稚園、学校で道徳教育や人権教育による子ども達の「豊かな心の養成」を進めることも必要です。

なお、平成 24 年の文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、通常学級で発達障害の可能性のある児童生徒割合は 6.5% (1 クラス 30 人に 2 人程度) であり、全国的に発達障がい児の増加傾向がみられます。

東松島市復興教育振興基本計画 (平成 28 年度策定) では、こうした動向を踏まえ、インクルーシブ教育システム (※用語説明) の構築を目指しています。



※用語説明 インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約第 24 条に基づくもので、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなど、共生社会の形成に向けて、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みのこと。特別支援教育はインクルーシブ教育システムの構築に重要な取り組みとなる。

②雇用・就労

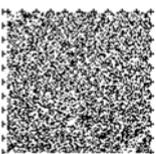
国際条約や関係法制の変化に伴い障害者雇用促進法を定期的に改正するなど、国として障がい者の雇用促進を進めてきましたが、全国での法定雇用率達成企業割合（民間企業 50 人以上規模）は平成 28 年 6 月 1 日現在 48.8%に留まっており、障がい者にとって一般就労のハードルは相変わらず高いと言わざるをえません。

本市の障がい者アンケートでは、「働いている」障がい者の割合に大きな変化はみられません。学校や働いていない人の就労意向は成年期で 63.2%、壮年期では 41.0%となっています。

就労意欲の高い障がい者の希望を叶えるためには、障がい者自身の就労能力の向上を支援する就労移行支援サービスや就労定着支援の充実が必要です。その一方で、市、県、関係機関、民間企業の連携の下、病気や障がいがあっても働きやすい環境づくり（柔軟な勤務態勢、合理的配慮の提供、周囲の理解）を進め、社会全体で一般就労の“受け皿”を増やすことが必要です。

一般就労は困難でも就労意欲のある障がい者については、就労継続支援（A型・B型）サービスの充実が必要であり、そのため、障害者優先調達推進法の制度を活用するなど、就労継続支援サービス事業者の適切な運営を支援する対策も検討する必要があります。

こうした取り組みを通じて、障がい者の経済的自立と精神的自立の実現を図ることによって、ほかの障がい者の就労意欲が高まる好循環となるよう、福祉、教育、産業振興、雇用対策の分野横断的な施策展開が必要です。



③社会参加

障がい者アンケートでは、障がい者支援の行事・事業に関する障がい者自身の認知度は着実に高くなっています。

そして、「外出できる心身の状況ではない」ケースを除き、地域の行事や様々な活動への参加意向があり、中でも知的障がい者や、主に介助者が回答した幼児期、児童期における参加意向が高くなっています。

この障がい者自身の意欲をさらに高めるためには、移動手段を持たない児童期、成年期の移動支援（ボランティア含む）の充実が重要な取り組みとなります。

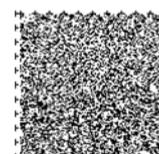
また、障がい児や障がい者の居場所づくりをさらに進めること、子どもの将来に不安を抱く介助者同士の交流、介助者に話を聞く機会の充実も必要です。

これから、国全体で“共生社会”を本格的に進めることも踏まえ、地域が主体となって障がい者が地域で活動する機会や交流する機会を増やすこと（住民団体などのインフォーマル活動）がますます期待されます。

こうした取り組みを進めるにあたっては、「地域の行事や集まり」で病気や障がいへの差別や偏見を障がい者や家族が感じることをないように、周囲の大人が病気や障がいを正しく理解する学習機会、様々な家庭同士がお互いをわかりあう機会の充実も必要です。

図表 「安心」-地域で暮らし続けることができるまちの成果指標の達成度

指標	基準値 (平成 24 年度)	前計画目標 (平成 29 年度)		実績 (平成 29 年度)	評価
就学・進路等の相談体制の充実が障がいのある子どもの成長に役立つと思う保護者の割合	35.3%	45%以上	→	27.3%	未達成
「働いている」障がい者の割合	25.4%	27%以上	→	25.1%	未達成
障がい者等が実施する行事等を知っている障がい者の割合	31.0%	35%以上	→	47.1%	達成



第2部 障がい者計画

第1章 障がい者施策の方針

1 基本的な視点

本市の復興の進捗や障がい者を取り巻く状況とともに、国の障害者基本計画（第4次）を踏まえ、本計画の推進にあたっての基本的な視点を定めます。

視点1 震災からの復興とともに進める、地域共生社会の推進

東日本大震災からの復興が進む今もなお、厳しい環境で暮らしている障がい者とその家族はおり、また、心身の状態に多大な影響を及ぼし続けています。

本計画では、復興とともに進む地域において、障がい者の権利が尊重され、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会が確保される、地域共生社会を推進します。

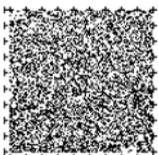
視点2 「切れ目」のない、きめ細かい柔軟な支援

多様な症状や事情のある障がい者に着実な支援が行き届き、かつ、一人ひとりの状態に応じ、ライフステージを通じて本人が希望する幸せと暮らしやすさの実現に向けて、一貫して決め細かく柔軟に支援する体制づくりを進めます。

視点3 支え合い、成長し合う、協働のまちづくり

東日本大震災を経験し、地域での支え合いの重要性を再認識し、また、復興活動を通じて新たな絆も生まれています。

障がい者やその家族を取り巻く様々な課題に対し、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた取り組みにより、あらゆる活動機会を通じてお互いに認め合い、ともに成長し合う、協働のまちづくりを進めます。



2 基本理念

基本的な視点を踏まえ、これからの障がい者施策の基本理念を次のように定めます。

きょうせいしゃかい すいしん
～共生社会の推進～
みと あ せいちょう
認め合い、ともに成長し、
じぶん じっかん
自分らしさを実感できるまち

本市はこれまで、次の基本理念に基づいた障がい者施策を推進してきました。

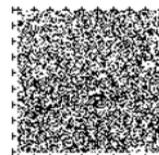
第1期計画の基本理念 「支えあう暮らしのなかで、自分らしさを実感できるまち」

第2期計画の基本理念 「ともに支えあう暮らしのなかで

誰もが安心して生活し、自分らしさを実感できるまち」

第3期の本計画においても、これまでの基本理念に共通する「自分らしさを実感できるまち」を大切にし、これからも継承します。

そして、共生社会を推進する基盤として地域包括ケアシステムの構築やノーマライゼーション社会の一層の浸透を図ることにより、病気や障がいという枠で個人を捉えることなく、地域で暮らしているすべての市民が仲間として認め合い、地域づくりを一緒に進める中でともに成長していくまちづくりを進め、「自分らしさを実感できるまち」を実現する方向性を表現します。



3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 『^{きょうせい}共生』-^{たが}お互いを^{りかい}理解し、^{みとあ}認め合うまち

視点1を踏まえます。

主に、相互理解、人権・権利擁護の分野において、障がい者の権利が尊重され、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会が確保される、地域共生社会を推進します。

基本目標2 『^{あんしん}安心』-^{びょうき}病気や^{しょう}障がいを^{ちいき}地域で^{ささ}支えるまち

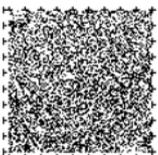
視点2を踏まえます。

主に、生活支援、保健・医療、生活環境の分野において、障がい者一人ひとりの状態に応じ、ライフステージを通じて、本人が希望する幸せと暮らしやすさの実現に向けて、一貫して決め細かく、柔軟に支援する体制づくりを進めます。

基本目標3 『^{かがや}輝き』-^{せいちょう}ともに成長し、^{いっしょ}みんな^{かつどう}一緒に活動するまち

視点3を踏まえます。

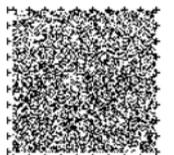
主に、教育・育成、雇用・就労、社会参加の分野において、障がい者を取り巻く様々な課題に対し、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた取り組みにより、あらゆる活動機会を通じてお互いに認め合い、ともに成長し合う、協働のまちづくりを進めます。



4 基本目標の実現に向けた施策

基本目標の実現に向けた施策を次のように定めます。

基本目標 1 『共生』 ^{きょうせい} - お互 ^{たが} いを理 ^り 解 ^{かい} し、認 ^み め合 ^あ うまち		
施策 1 相互理解	1-1 地域における交流の推進	①身近な交流・ふれあう機会の拡大
		②地域活動における団体同士の連携促進
		③ボランティア活動を通じた相互理解の促進
病気や障がいの理 解促進	1-2 市民及び市職員の意 識啓発	①市民が病気や障がいを学ぶ機会の充実
		②子ども達への福祉教育の推進
		③公共サービス従事者に対する研修の充実
施策 2 人権・権利 擁護 差別禁止と虐待防 止の推進、権利擁 護の普及	2-1 差別禁止に向けた啓 発と相談体制の充実	①病気や障がいに対する差別の解消
		②差別に対する支援体制の充実
	2-2 権利擁護の利用支援	①権利擁護制度の周知と利用促進
		②権利擁護を支援する体制の充実
		③消費生活支援の充実
		④選挙における配慮
	2-3 障がい者への虐待防 止の推進	①虐待防止に関する意識の啓発
		②虐待防止に向けた体制の充実
		③施設などにおける虐待防止の推進

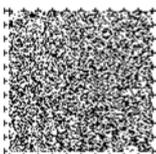


基本目標 2 『安心』 - 病気や障がい者を地域で支えるまち

施策 3 生活支援 地域生活を支える支援の充実	3-1 情報提供の充実、支援体制の充実	①迅速な情報提供の推進
		②利便性と専門性を兼ね備えた相談体制の充実 ③障がい者を支援する環境づくりの推進
施策 4 保健・医療 健康支援と医療環境の充実	3-2 多様な主体と連携した生活支援の充実	①多様な主体による活動の促進
		②ニーズに応じた支援・サービス基盤の充実
		③介助者支援の充実
施策 5 生活環境 生活環境における病気や障がいへの配慮	4-1 ライフステージに沿った病気や障がいの予防と早期発見	①障がいの早期発見、生活習慣病や骨折の予防 ②精神疾患の予防と早期治療の推進
	4-2 医療体制の充実	①安心して受診できる医療体制の充実
施策 6 教育・育成 障害児の成長を支える保育・教育の充実	5-1 障がい者の安全対策の推進	①障がいの特性を考慮した減災対策の推進 ②障がい者を守る安全対策の推進
		5-2 誰もが暮らしやすい住環境の整備

基本目標 3 『輝き』 - ともに成長し、みんな一緒に活動するまち

施策 6 教育・育成 障害児の成長を支える保育・教育の充実	6-1 適切な療育の推進	①乳幼児期の療育体制の推進
		①障がい児保育の推進 ②学校及び地域の教育環境の充実 ③特別支援教育の充実
		6-2 障がい児の保育と教育環境の充実
施策 7 雇用・就労 障がい者の就労促進	7-1 障がい者の就労支援	①多様な働き方の支援
	7-2 障がい者の雇用拡大	①障がい者雇用の促進
施策 8 社会参加 社会参加を通じた共生社会の推進	8-1 障がい者の社会参加の促進	①障がい者の地域活動への支援
	8-2 障がい者と共生する地域づくりの推進	① 地域活動における合理的配慮の普及



第2章 障がい者施策の展開

第1章で定めた各施策を次のとおり展開します。

基本目標1『共生』-お互いを理解し、認め合うまち

施策1 病気や障がいの理解促進

◎施策が目指す姿

外見からは分かりにくく、多様な症状のある病気や障がいについての正しい理解をさらに深め、様々な分野で一緒に活動する機会を通して、みんなが暮らしやすいまち（暮らしづらさを感じないまち）を目指します。

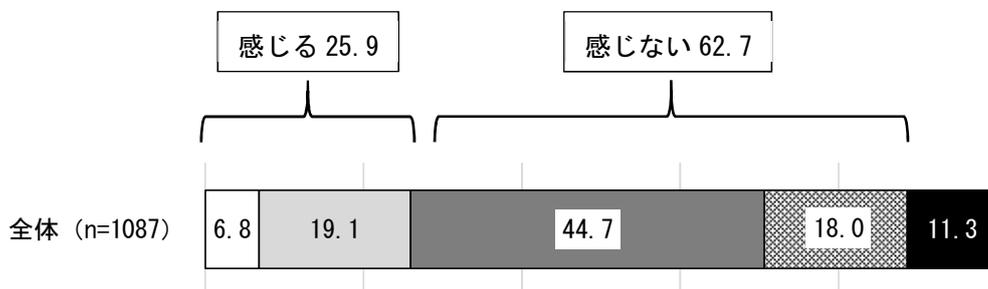
◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	出典
差別や偏見を「特に感じない」障がい者の割合	62.7%	75%以上	障がい者アンケート

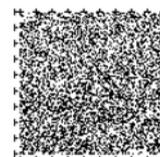
(目標値の考え方) 平成 24→29 年度伸び率 136%を参考として、平成 29→35 年度伸び率 120%を達成

<参考>障がい者アンケート (基準値)

図表 暮らしの中で病気や障がいへの差別や偏見を感じるか (%)



□つねに感じる □ときどき感じる ■あまり感じない ■まったく感じない ■無回答



1-1 地域における交流の推進

①身近な交流・ふれあう機会の拡大

<これまでの取り組み>

- (1) 障がい者団体などのイベントや行事の開催支援として、市報への掲載、名義後援（年4回程度）、福祉課窓口へのチラシ設置などによる周知活動に協力してきました。
- (2) イベントや行事への参加者が特に増加したという著しい成果には至っていません。
- (3) 福祉交流プラザを地域活動支援センターとして利用し、交流の場を設けていました。会場には障がいへの理解を普及するため、パネル展示による啓発を行ってきました。

<今後の取り組み>

- (4) 障がい者団体などのイベントや行事の開催支援として、周知活動への協力のほか、会場の確保、運営への支援、関連イベントとの合同開催などを進め、主催団体と一緒に参加者の増加に取り組めます。
- (5) イベントや行事への障がい者やその家族の参加を促すため、主催団体と連携し、移動や会場での「合理的配慮」の実施に取り組めます。
- (6) 地域住民が交流する機会の増加に向けて、福祉交流プラザを拠点にした交流機会や啓発活動の充実と、障がい者施設における地域活動の支援に取り組めます。

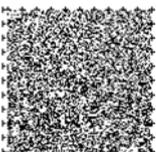
②地域活動における団体同士の連携促進

<これまでの取り組み>

- (1) 障がい者施設などが地域イベントを開催し、地域住民との交流を行ってきました。
- (2) 本市では、依頼によって市報への掲載やチラシの窓口設置などによる周知活動に協力してきました。

<今後の取り組み>

- (3) 障がい者施設などに対し、地域に密着した事業運営に努めるよう、協力を呼びかけます。
- (4) 障がい者施設などの地域イベント開催にあたり、町内会や自治会などにも協力を要請し、地域が一体となって身近な交流機会の拡大を図ります。



③ボランティア活動を通じた相互理解の促進

<これまでの取り組み>

- (1) 東松島市社会福祉協議会のボランティア市民活動センターにボランティアコーディネーターを平成 17 年度から配置し、ボランティア活動をしたい人と受け入れ側との橋渡しやコーディネートを行っていました。本市と社会福祉協議会では有資格者の確保策などの協議を進めてきました。
- (2) 市内法人の協力のもと、ボランティア学習会を、毎年度、実施してきました。
- (3) 障害者総合支援協議会実務者部会において、特に災害時におけるボランティアの受け入れ体制や育成活動について協議をしてきました。

<今後の取り組み>

- (4) 障がい者やその家族と交流する中から、病気や障がいへの正しい理解を深めるため、地域団体、学校や企業などを通じて、障がい者に関連するボランティア活動への参加を市民に呼びかけます。
- (5) 障がい者施設などに対し、ボランティア受け入れへの協力を呼びかけます。
- (6) ボランティア市民活動センターを拠点として、障がい者自身がボランティアとなることを含め、市民ボランティア活動の活性化に取り組みます。

1-2 市民及び市職員の意識啓発

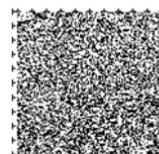
①市民が病気や障がいを学ぶ機会の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 障害福祉サービス事業所主催のセミナーを市で後援してきました。
- (2) 市報で、年間を通じて定期的に障がい者の抱える課題などを掲載してきました。
- (3) 障害者相談支援事業所などの活動内容を紹介し、周知活動をしてきました。
- (4) 民生児童委員協議会の場などで、病気や障がいに関する啓発を行ってきました。

<今後の取り組み>

- (5) 生涯学習活動の一環として福祉講座や講演会を開催し、市民が病気や、見える障害見えない障害を学ぶ機会の充実に努めます。
- (6) 障がい者の視点や考え方が理解できるよう、イベントなどの機会を活用して、車いす体験や視覚障害、聴覚障害の疑似体験などができる機会の充実に努めます。
- (7) 「障がい者の日」、「障がい者週間」などを含め、年間を通じて障がいに対する理解を深めるための啓発活動を、市報やホームページなどを利用して実施します。
- (8) 障がい者団体や障がい者施設などが行う啓発活動に対し、活動機会や活動場所の提供、活動の周知などの支援を行います。



②子ども達への福祉教育の推進

＜これまでの取り組み＞

- (1) 幼稚園や小・中学校での視覚障害や聴覚障害などの疑似体験、福祉施設への体験学習、道徳の時間などを通じ、障がいに対する理解を深める福祉教育を実施してきました。
- (2) 特別支援学級在籍の児童生徒の居住地交流を行ってきました。

＜今後の取り組み＞

- (3) 障害の有無に分け隔てられることなくお互いに認め合う豊かな心の育成に向けて、特別支援学級と通常学級の交流など、障がい児とともに学ぶ機会の充実を図り取り組みます。

③公共サービス従事者に対する研修の充実

＜これまでの取り組み＞

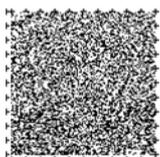
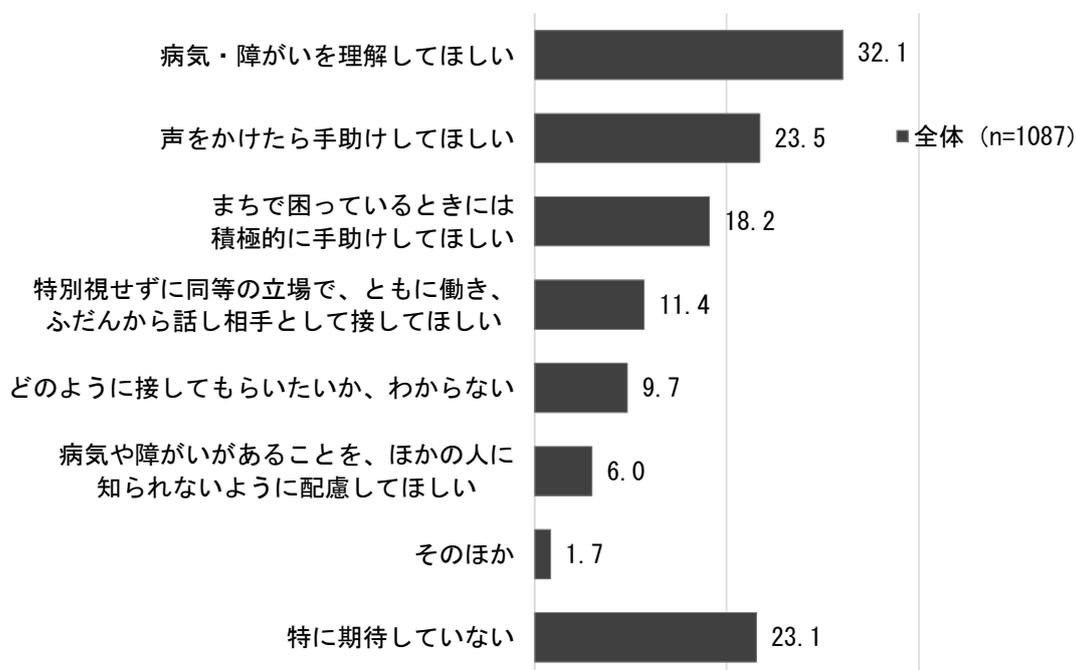
- (1) 平成 28 年度の市職員研修の中で、障害を体験する研修を実施してきました。

＜今後の取り組み＞

- (2) 市職員や関係機関の職員などの研修の中で病気や障害を学ぶプログラムを数多く取り入れるなど、公共サービス従事者の病気や障がいに対する理解の促進を図ります。

＜参考＞障がい者アンケート

図表 まちなかや地域で人と接する時に期待すること（％）



施策 2 差別禁止と虐待防止の推進、権利擁護の普及

◎施策が目指す姿

病気や障がいに対する差別と虐待をなくします。

病気や障がいによって判断能力が十分ではない市民の権利と財産を守る仕組みの普及とともに、人権や権利侵害の発生した場合に適切に対応する体制強化を進めます。

◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	→	目標値 (平成 35 年度)	出典
成年後見制度の年間利用者数	7 人	→	9 人以上	実績
日常生活自立支援事業 (まもり一ぶ)の年間利用者数	6 人	→	8 人以上	実績

(目標値の考え方) 高齢化や制度・事業の認知度向上を勘案し、利用人数の増加を見込む

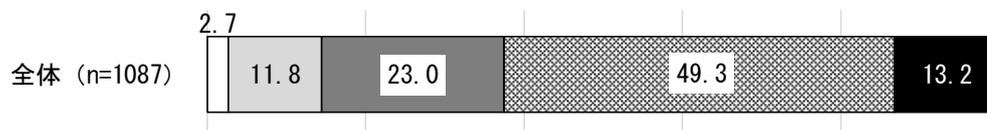
◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	→	目標値 (平成 35 年度)	出典
日常生活自立支援事業、成年後見制度を「知っている」障がい者の割合	14.5%	→	20%以上	障がい者アンケート

(目標値の考え方) 第 2 期障がい者計画の未達成目標を達成

<参考>障がい者アンケート (基準値)

図表 日常生活自立支援事業 (まもり一ぶ)、成年後見制度の認知度 (%)



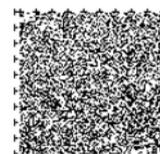
□ 利用している

■ 聞いたことはある(内容は知らない)

■ 無回答

□ 利用していないが、内容は知っている

■ 知らない



2-1 差別禁止に向けた啓発と相談体制の充実

①病気や障がいに対する差別の解消

<これまでの取り組み>

- (1) 市民に対しては、市報等を通じた啓発活動を行ってきましたが、障害者差別解消法の認知度は十分ではありませんでした。
- (2) 市職員の病気や障がいに対する差別の認識の促進を図りながら、平成 29 年度に「東松島市における障がい者差別解消の推進に関する対応要領」を作成、必要なマニュアルなども整備しました。

<今後の取り組み>

- (3) 様々な場面における直接的・間接的な差別の禁止に向けて、障がいに対する偏見や社会的排除、制約など、障がいに基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための啓発活動を行います。
- (4) 市職員の病気や障がいへの配慮の徹底、企業や団体への障がい者雇用の啓発などを県や関係機関と連携して進めます。

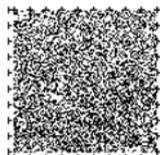
②差別に対する支援体制の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 障害者総合支援協議会相談支援部会などを通じて、相談支援体制の充実に努めてきました。
- (2) 県の研修会などを通じて、相談員の知識向上を図ってきました。なお、差別に対する市への直接の相談はありませんでした。

<今後の取り組み>

- (3) 障がいを理由とした差別に対する相談に適切に対応できるよう、相談員の差別に対する知識の普及と意識啓発を図ります。
- (4) 差別を受けた場合の相談体制の充実、県や専門的機関と連携した体制づくりをしていきます。



2-2 権利擁護の利用支援

①権利擁護制度の周知と利用促進

<これまでの取り組み>

- (1) 病気や障がいによって判断能力が十分ではなく、障害福祉サービス等の利用や日常的な金銭管理を行うことが難しい市民の権利と財産を守るため、成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の研修会開催、市役所窓口での障がい者やその家族への説明などを行い、周知を図ってきました。

<今後の取り組み>

- (2) 判断能力が十分ではない障がい者の権利と財産を守るため、障がい者本人やその家族、関係機関に対する広報、説明会、研修などを通じて、自己選択・自己決定を保障する成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の一層の周知を図ります。
- (3) 権利擁護の必要な人に対し、相談員や関係機関と連携して働きかけ、適切な利用の促進につなげていきます。

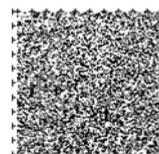
②権利擁護を支援する体制の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 市保健師及び相談支援事業所（委託事業）による利用支援の相談を強化してきました。
- (2) 相談員が成年後見制度の研修会への参加などにより、制度をより理解してきており、本市との円滑な連携を図ることができました。
- (3) その結果、市長申立てによる成年後見制度の利用者があり、また、日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の利用者も徐々に増えてきました。
- (4) 法テラス（弁護士相談）なども活用してきました。

<今後の取り組み>

- (5) 市保健師及び相談支援事業所（委託事業）による相談体制を維持・改善していきます。
- (6) 県主催の研修会等を通じて、生活支援員や後見人など、権利擁護を担う人材の育成・確保に努めます。



③消費生活支援の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 市に消費生活相談員を配置し、障がい者本人又はその家族、相談員を経由して、相談できる体制の充実に努めてきました。
- (2) 市報などを活用し、詐欺などの被害防止の啓発活動を行ってきました。

<今後の取り組み>

- (3) 犯罪から障がい者とその家族を守るため、違法な契約や商品の苦情などを受けつける消費生活相談窓口の周知を図ります。
- (4) 悪徳商法に関する情報提供と意識啓発に努めます。

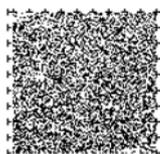
④選挙における配慮

<これまでの取り組み>

- (1) 障がい特性に配慮した選挙に関する情報提供、移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者に配慮した投票設備の設置など、選挙権の行使における環境づくりに努めてきました。

<今後の取り組み>

- (2) 障がい特性に配慮し、選挙権を円滑に行使できる環境づくりに取り組みます。
- (3) 判断能力が十分ではない障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施を促進します。



2-3 障がい者への虐待防止の推進

①虐待防止に関する意識の啓発

<これまでの取り組み>

- (1) 障害者虐待防止法を市民に広く周知するため、ポスターや市報などへの掲載を定期的に実施してきました。

<今後の取り組み>

- (2) 市への通報先などを関係機関・関係団体や市民へ周知を図り、虐待の防止と通報による早期発見につなげます。
- (3) 障害者虐待防止法の趣旨及び内容について虐待となった事例から、市報などを活用し、情報提供や意識啓発を図ります。

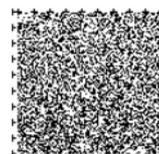
②虐待防止に向けた体制の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 相談員を通じて関係機関との連携強化を図ったことで、通報などの連絡が密に行われ、早期発見につながりました。その結果、特に緊急性の高い事案が減少してきました。(年2~3件程度)
- (2) 平成24年10月1日から「障害者虐待防止センター」機能を福祉課内に設置するとともに、「虐待対応マニュアル」を整備し虐待の防止や早期対応に取り組んできました。
- (3) 平成29年8月からはケース支援担当部署（健康推進課）に拠点を置き、より迅速な対応のできる体制となりました。

<今後の取り組み>

- (4) 「障害者虐待防止センター」を拠点に、市民、医療機関、関係機関との一層の連携を図り、虐待の早期発見と適切な対応に取り組みます。
- (5) 虐待防止と早期発見及び適切な対応に取り組むため、基幹相談センター内に障害者虐待防止センター機能の整備について検討します。



③施設などにおける虐待防止の推進

＜これまでの取り組み＞

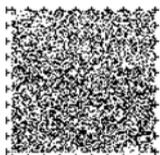
- (1) 県の事業者向け研修会などを通じ、障がい者施設における虐待防止に取り組んできました。
- (2) 施設利用の際、市担当者、相談支援事業所相談員及び事業者の間で協議する体制を構築し、利用者本人を理解して支援することにより、虐待防止につなげてきました。

＜今後の取り組み＞

- (3) 障がい者施設を含めた障害福祉サービス事業所における従事者への虐待防止のための研修の実施、障害者虐待防止体制の充実を県などと連携して支援していきます。
- (4) 平成 30 年度から全国で創設される障害福祉サービス等の情報公表制度（※用語説明）が着実に実行されるよう、障害福祉サービス事業所に対する周知や情報提供を行います。

※用語説明 障害福祉サービスなどの情報公表制度

障害福祉サービス事業所に対して障害福祉サービスの内容などを都道府県知事に報告し、都道府県知事が報告内容を公表する仕組み。



施策 3 地域生活を支える支援の充実

◎施策が目指す姿

障がい者とその家族に寄り添う身近な相談支援の充実と、多様な主体から利用者本位の支援が重層的に提供される環境づくりを目指します。

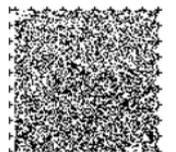
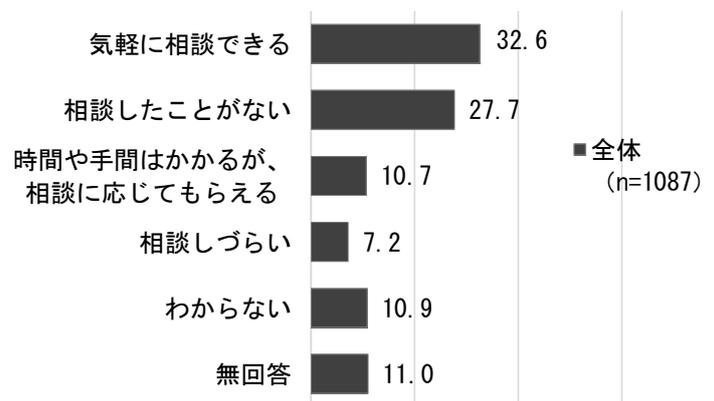
◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	出典
市役所の窓口や相談支援事業所を「相談しづらい」と感じる障がい者の割合	7.2%	5%以下	障がい者アンケート

(目標値の考え方) 平成 24→29 年度が半減したことを参考に、平成 29→35 年度で一層の減少を達成

<参考>障がい者アンケート (基準値)

図表 市役所の窓口や相談支援事業所は気軽に相談できるか (%)



3-1 情報提供の充実、支援体制の充実

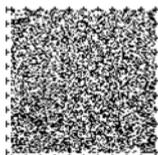
①迅速な情報提供の推進

<これまでの取り組み>

- (1) 「障害福祉サービスガイドブック」、「障害福祉サービス利用の流れ」、「障害福祉のしおり」を市独自で作成し、障害者手帳所持者に配付して、各種制度と利用方法の周知を図ってきました。市のホームページにも掲載しました。
- (2) 障害者手帳交付の際は各種制度や利用方法などを説明してきました。また、保健師が訪問する際や相談員がサービス利用計画を作成する際に利用してきました。
- (3) ボランティア団体の協力で市報の点字版を一部配付しました。

<今後の取り組み>

- (4) 障がい者とその家族が「知りたい時」に「知りたい情報」を提供するよう、市や社協の広報やホームページをはじめ、民生委員・児童委員、障害福祉サービス事業所、医療機関などの協力を仰ぎ、訪問など多様な機会や媒体を活用した情報提供に取り組みます。
- (5) 「障害福祉サービスガイドブック」、「障害福祉サービス利用の流れ」、「障害福祉のしおり」を定期的に改訂し、引き続き必要な方に情報発信をしていきます。
- (6) 改訂にあたり、発達障害や難病の説明、権利擁護制度の利用方法、虐待を受けた際の通報方法の掲載など、内容の見直しを図ります。また、支援者のガイドブックとして利用できるよう、虐待にあたるケースの解説、家庭や地域で病気や障がいの兆候の早期発見の視点、合理的配慮の実践例などを掲載し、情報発信に努めます。
- (7) 東松島市総合支援協議会などを通じてボランティア団体の協力を仰ぐとともに、訪問や地域に向いて説明するなど、都度、適切な方法で障がい者とその家族に必要な情報を提供していきます。



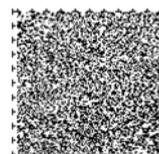
②利便性と専門性を兼ね備えた相談体制の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 市窓口、相談支援事業所に加えて、法テラス、くらし安心サポートセンターなどを含めて、市内の専門相談機関が増えました。
- (2) 相談支援事業所については、市報の掲載や介護保険事業所などに役割を紹介するなど、連携強化を図ってきました。
- (3) 困難事例の場合、関係機関と連携して個別対応を図ってきました。
- (4) 民生委員・児童委員協議会において障がい理解啓発事業を行ってきました。

<今後の取り組み>

- (5) 市役所窓口、相談支援事業所、民生委員・児童委員、法テラス、くらし安心サポートセンターなど、障がいの種別に関係なく相談を受け付ける市内の相談窓口の一層の周知を図ります。
- (6) 家庭環境を含め、障がい者の不安や悩みに適切に対応できるよう、市窓口の担当職員、相談支援事業所の相談支援員、民生委員・児童委員の相談技術向上を図るため、県や関係機関が主催する研修への継続的な参加の実施及び支援を行います。
- (7) 障がい者や支援を必要とする人の家庭を相談支援員などが訪問し、個々の状況に応じた相談支援を行います。
- (8) 障がい者が高齢者である場合も多いことを勘案し、高齢者支援窓口である地域包括支援センターとの連携強化を図ります。
- (9) 市役所や相談支援事業所において、障がい者の気持ちに配慮した相談場所の環境づくりに取り組みます。
- (10) 障がい者が身近で相談できる機会を広げるため、医療・教育・福祉関係者、障がい者の家族などを対象に講演や研修を実施し、多くの関係者が病気や障がいの知識、法律、制度の理解を深めます。
- (11) 同じ病気や障がいを持つ人や経験した人同士のピア・カウンセリング（障がい者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助し合う活動）、家族介助者同士の交流の実施などを関係団体と検討します。



③障がい者を支援する環境づくりの推進

<これまでの取り組み>

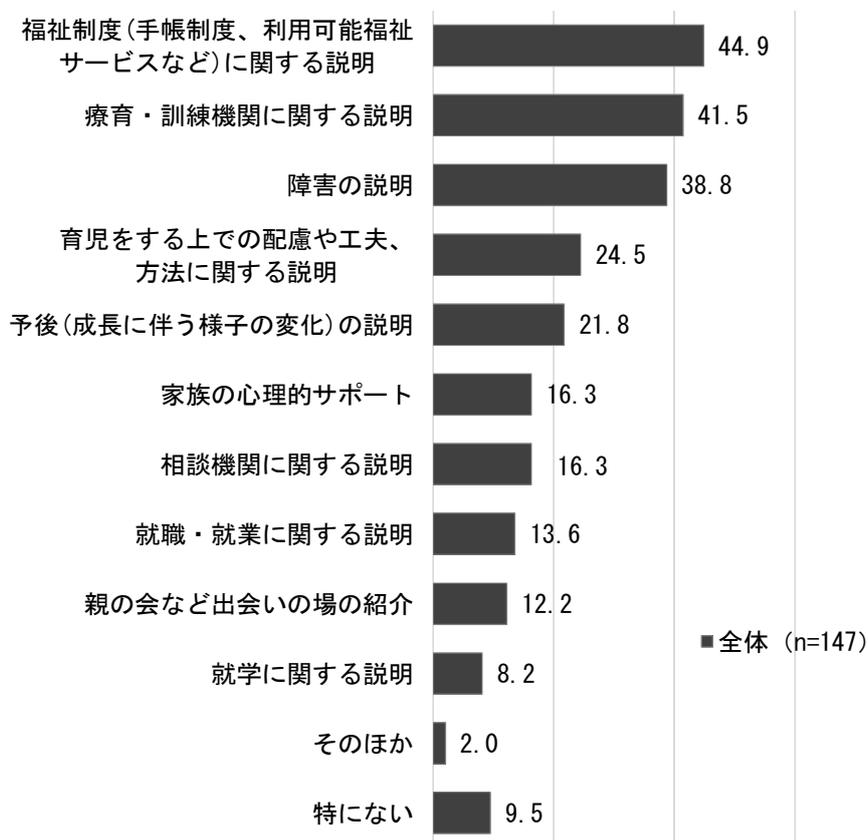
- (1) 障害者総合支援協議会に専門部会（相談支援部会、実務者部会、こども部会）を設置し、13項目のテーマについて課題解決に向けた方向性を協議してきました。
- (2) 特に、相談支援部会においては、ケース支援方法などで相談支援事業所と一緒に事例検討を含めて協議を重ねており、相談支援事業所との連携強化につなげてきました。
- (3) 平成25年度から障害福祉サービス事業所への委託事業で基幹相談支援センターを市内2か所から3か所に増やして設置し、総合的な相談支援体制を強化しました。

<今後の取り組み>

- (4) 障害者総合支援協議会において、福祉、保健・医療、教育、就労などの関係者で構成する専門部会（相談支援部会、実務者部会、こども部会）を継続し、障がい者支援にかかる地域課題や環境づくりに努めていきます。
- (5) 障害福祉サービスの利用者の増加や一人ひとりの特性に対応できるよう、相談支援事業所の体制維持と関係機関との連携強化を図ります。
- (6) 障害者総合支援法に基づく「計画相談支援」、児童福祉法に基づく「障害児相談支援」を実施する事業所の指定及び指導は本市が行うことから、相談支援給付費に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、定期的な監査を実施し、適正な運営を維持していきます。

<参考>障がい者アンケート

図表 （介助者回答）障がいの診断を受けた時の支援の希望（％）



3-2 多様な主体と連携した生活支援の充実

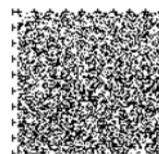
①多様な主体による活動の促進

<これまでの取り組み>

- (1) 被災者サポートセンター、自治会役員、民生委員・児童委員などと連携を図り、支援につなげるための情報を得て、活用してきました。
- (2) 震災以降、社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の状況確認に努めてきました。特に、NPO法人からころステーションなどとの連携により、障がい者の生活支援を実施することができました。

<今後の取り組み>

- (3) 被災者サポートセンターをはじめ、地域や相談支援事業所などによる見守り活動を継続し、障がい者及びその家族等の生活状況の把握と適切な支援につなげる体制を維持します。
- (4) 市内外で活動するボランティア団体やNPO法人などとの一層の連携を進め、多様な主体による生活支援の実施体制の充実を図ります。
- (5) 困難な課題を抱えている人、支援を必要とする人を早期に発見するよう、社会福祉協議会と連携し、市民主体の地域福祉活動の定着を図ります。



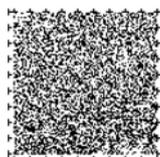
②ニーズに応じた支援・サービス基盤の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 本市の属する石巻圏域全体で障害福祉サービス事業所数は増加しており、ニーズに応じたサービスを提供できる体制になってきました。ただし、平成 29 年度現在、医療的ケアを提供する障害福祉サービス事業所はありません。
- (2) 短期入所は、障害福祉サービス事業所の受け入れ体制に限りがあるため、すべての希望に沿った利用はできていません。
- (3) グループホームは、市内、石巻圏域においても増加しています。ただし、グループホームによっては職員不足などもあり、課題もでてきました。
- (4) 県主体の事業である施設入所支援は、国の方針により新規増設の整備は余り見込めないことから、必要とする利用者のため、市では在宅サービスの充実など課題もでてきました。
- (5) 平成 25 年度から市内 3 か所に基幹相談支援センター（委託事業）を設置し、相談支援専門員の増員により、見守り体制の充実を図ってきました。
- (6) 相談支援事業所では、障害福祉サービスの利用者にサービス利用計画を策定するとともに、サービス調整会議を通じて、必要な支援を提供する体制を構築しました。
- (7) 地域活動拠点として矢本駅前に地域生活支援センター「カノン」を設置し、障がい者に通所による創作的活動や生産活動、社会との交流機会を提供してきました。
- (8) 市及び石巻圏域において放課後等デイサービス事業所が増えています。ただし、利用が集中する学校の長期休暇中の提供体制という課題もでてきました。

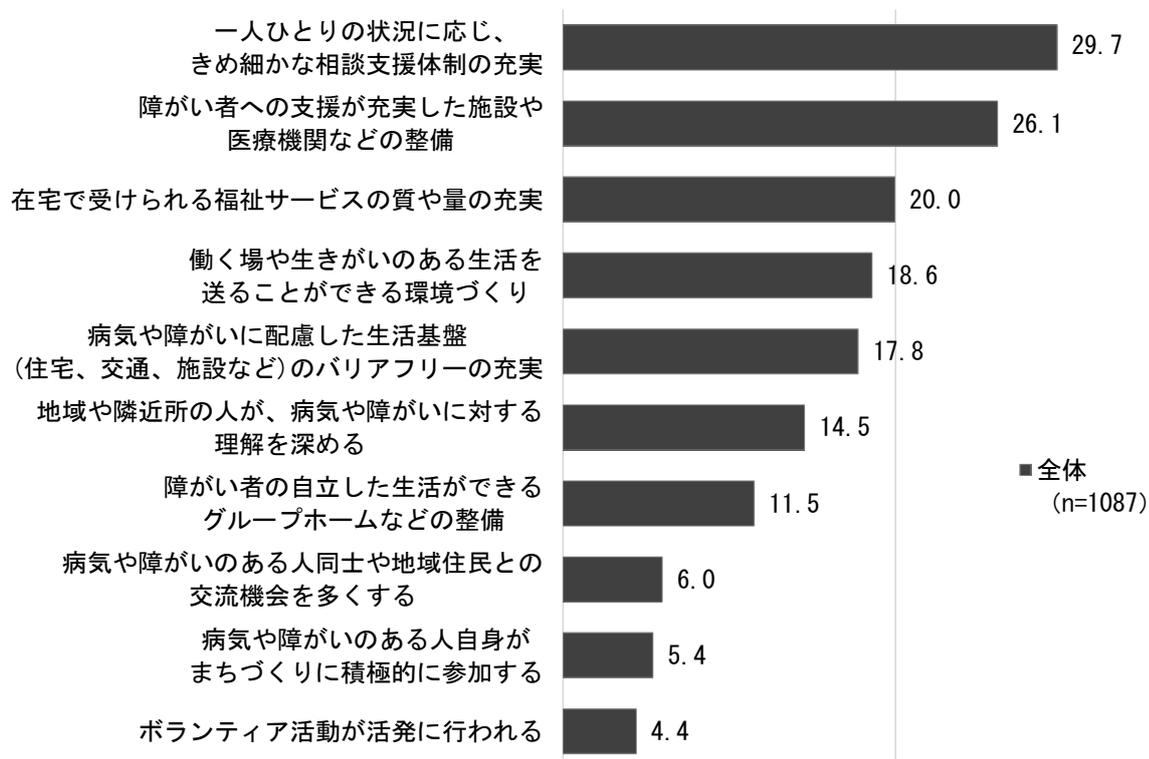
<今後の取り組み>

- (9) 様々な病気や障がいに適切なサービス・事業を支援計画に沿って提供できるよう、市内で不足するサービス・事業の実施に向けて、市内外のサービス事業者に働きかけます。
- (10) 在宅生活の希望に対し、在宅生活の継続・移行の受け皿となるグループホームの充実、賃貸住宅などで暮らすことのできる環境づくりによる受け入れ先の確保、包括的な地域支援体制の充実を図ります。
- (11) 地域活動支援センターはその拠点機能を活かし、より一層の活発な事業を展開します。
- (12) 学校の長期休暇中においても、家庭内及び地域で療育し身近自立などにつながるよう、個々の支援計画に沿って関係機関と調整します。
- (13) サービス・事業の提供にあたっては、障害者総合支援協議会や障害福祉サービス事業所と連携し、利用者の視点と支援方針・達成目標を十分に把握してサービス・事業の安全性と質の向上に取り組みます。



＜参考＞障がい者アンケート

図表 障害福祉の面から暮らしやすいまちに必要なこと（主な項目）（％）



③介助者支援の充実

<これまでの取り組み>

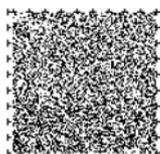
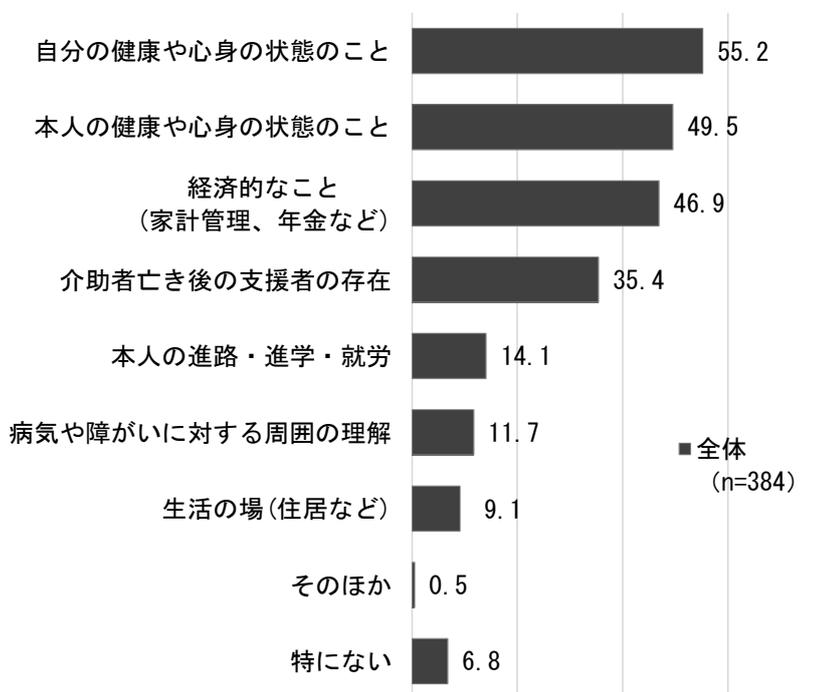
- (1) 障がい者が緊急時に一時的な宿泊ができる施設（空室）について確保することができました。
- (2) 介助者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、緊急時及び一時的な休息のための短期入所や預かりサービスを継続してきました。
- (3) 障がい者団体の活動支援として、団体への補助（平成 29 年度 1 団体）と、依頼に基づき活動内容や開催日などを市報に掲載してきました。

<今後の取り組み>

- (4) 介助者自身の高齢化に備え、本人と介助者双方の健康維持（疾病予防、介護予防）と生活全般への支援を重層的に行うよう、個別支援などを通じて関係機関との連携を図ります。
- (5) 障がい者団体等の地域活動を支援し、家族ぐるみで話をしたり、交流したりする機会の充実に取り組みます。
- (6) 障がい者本人や介助者が個々に交流したりする機会の充実に取り組みます。

<参考>障がい者アンケート

図表 主な介助者が、将来、不安なこと（主な項目）（％）



施策 4 健康支援と医療環境の充実

◎施策が目指す姿

市民全員がライフステージに沿った病気や障がいの予防と早期発見に努めるとともに、誰もが安心して暮らすための医療体制の充実を目指します。

◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	出典
安心して相談できる医師が「いない」障がい者の割合	12.9%	10%以下	障がい者アンケート

(目標値の考え方) 第 2 期障がい者計画の未達成目標を達成

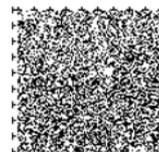
◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	出典
医療に関して「特に困ったことはない」障がい者の割合	39.6%	50%以上	障がい者アンケート

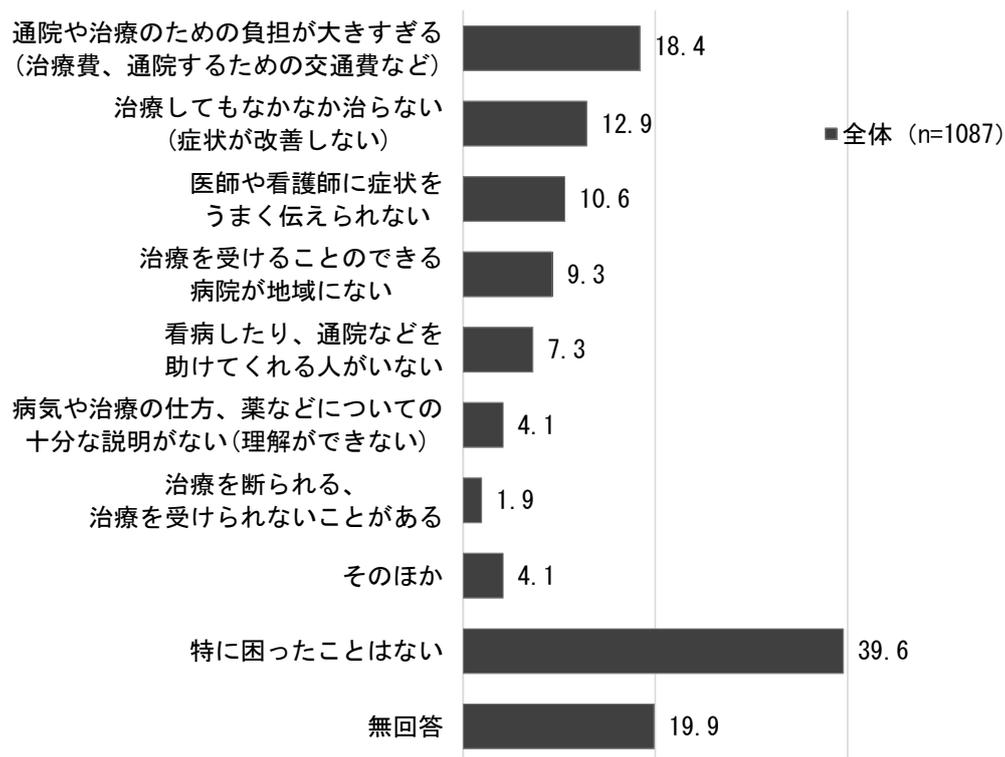
(目標値の考え方) 障がい者の過半数を達成

<参考>障がい者アンケート (基準値)

図表 安心して相談できる医師の有無 (%)



図表 医療に関して困ったこと (%)



4-1 ライフステージに沿った病気や障がいの予防と早期発見

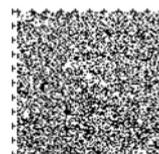
①障がいの早期発見、生活習慣病や骨折の予防

<これまでの取り組み>

- (1) 病気や障がいの早期発見に向けて、乳幼児家庭への全戸訪問、乳幼児健診への個別通知による受診勧奨と未受診者への訪問を実施してきました。
- (2) 各種健康診査（住民検診）は 18 歳以上（高校卒業の年）からを対象に実施し、病気や障がいの早期発見と早期治療につなげてきました。
- (3) 生活習慣病や怪我の予防に向けて、転倒予防のための運動教室の開催や地域の健康教室で健康教育を実施してきました。
- (4) 市報などを通じて、骨密度健診、特定健康診査、各種検診への受診勧奨を行うとともに、健診結果に基づき、対象者別に栄養・運動指導や保健指導を実施してきました。
- (5) 各地区で障がい者を含む高齢者を対象に、振り込め詐欺と交通安全に関する寸劇の公演を開催してきました。
- (6) スポーツイベントの開催にあたり、安全に配慮した運営方針に基づく実施と、スポーツ傷害保険への加入を推奨してきました。

<今後の取り組み>

- (7) 乳幼児や妊産婦、高齢者をはじめ、各ライフステージにおける各種の健康診査・検診の受診を個別通知等により促進します。
- (8) 年齢に応じた健康診査や各種検診を継続し、心身の発育や発達、健康状態を把握し、病気や障がいの早期発見と適切な治療・療育へとつなげます。
- (9) 高齢期に多い生活習慣病や骨粗しょう症の予防と早期発見に向けて、健康教育を通じて保健指導などの一層の充実を図ります。
- (10) 交通事故やスポーツ事故による障がいの防止を図るため、交通安全やスポーツ事故に関する意識啓発活動を引き続き行います。
- (11) 保健師の病気や障がいに関する知識と支援技術の向上を図るため、県や関係機関が主催する研修に定期的に引き続き参加します。



②精神疾患の予防と早期治療の推進

＜これまでの取り組み＞

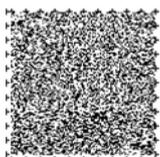
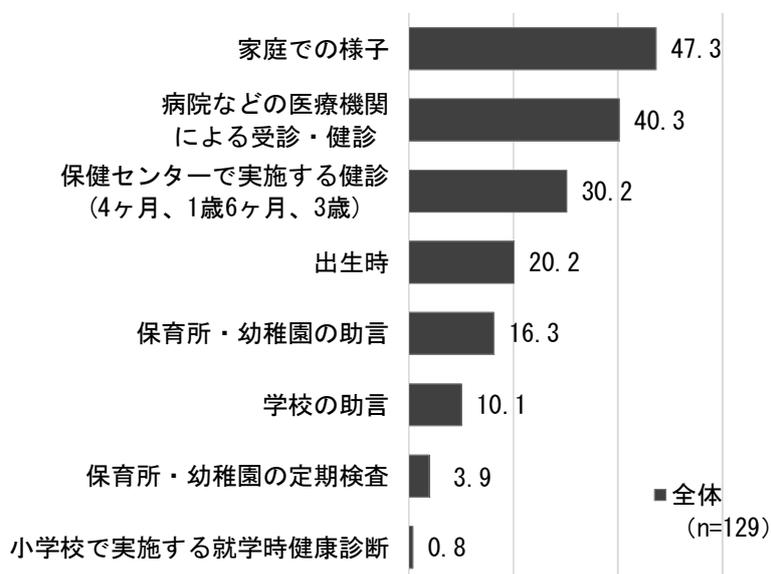
- (1) 特定健康診査の受診者に心の健康アンケートを実施しています。調査結果から要支援者を特定し、個別支援を行ってきました。
- (2) 平成 29 年度の地域健康教室では必ず「こころの健康」に関する内容を盛り込み、啓発を図ってきました。
- (3) 精神科医による「こころの健康相談」を毎月 1 回実施してきました。相談者には必要に応じ医療機関につなげ、その後のフォローも行ってきました。
- (4) 相談窓口の周知を市報やパンフレット配布によって図ってきました。
- (5) 職場に関しては、商工会加盟店へのパンフレットの配布や、商工会役員を自殺対策地域連絡協議会委員に委嘱し、従業員の心の健康（メンタルヘルス）を含めた研修会を開催してきました。

＜今後の取り組み＞

- (1) 児童期や思春期を含めた心の健康づくりに向けて、県、地域、学校、職場などと協力して、心の病に関する正しい知識の普及、疲労回復やストレス解消に向けた意識啓発に取り組めます。
- (2) 健康相談や電話相談において心の病に関する相談を受け付けるとともに、「こころの健康相談」をはじめ、精神保健にかかる各種相談窓口の周知を図ります。
- (3) 職場における従業員の心の健康（メンタルヘルス）の取り組みを促進するため、県や関係機関と連携を図り、啓発活動を行います。
- (4) 改正自殺対策基本法に基づき、平成 30 年度に本市が策定する「自殺予防対策計画」において精神保健を位置付け、関係機関と連携して予防対策を推進します。
- (5) 心の病気に関する未治療者及び医療中断者を対象に、県と連携して多職種チームによる早期介入及び早期支援を実施します。

＜参考＞障がい者アンケート

図表 （介助者回答）お子さんの障がいや発達課題に気付いたきっかけ（％）



4-2 医療体制の充実

①安心して受診できる医療体制の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 相談員及び市保健師を中心に専門的な医療やリハビリにつなげており、必要な場合は受診同行も行ってきました。
- (2) 石巻赤十字病院を中心に医療機関が連携し、救急医療体制の充実が図られました。
- (3) 歯科診療は、平成 29 年 12 月より 2 市 1 町の石巻圏域で石巻市内に 1 か所で予約制による歯科診療を行って来ました（1 日 12 名診療可能）。
- (4) 医療費負担の助成を行う心身医療制度は利用の際の手続きの簡素化を図りました。

<今後の取り組み>

- (5) 専門的な治療やリハビリを受けることのできる医療機関の情報提供とともに、必要な医療を受けるための支援を行います。
- (6) 利用者が安心して受診できる地域医療の質の向上、障がい児の医療体制のあり方について、関係機関を通じて要望していきます。
- (7) 石巻赤十字病院を中心に 24 時間 365 日対応する救急医療体制を継続して実施します。
- (8) 石巻圏域による歯科診療体制を継続して実施していきます。
- (9) 障がい者が必要な医療を受診できるよう、医療費助成（自立支援医療費支給、心身障がい者医療費助成など）の継続と制度の周知を図ります。

<参考>障がい者アンケート

図表 市の事業の取り組みの満足度と重要度（全 14 項目中）

	満足している事業	重要と思う事業
上位 3 項目	1 市報・市ホームページの情報量 2 相談窓口の使いやすさ 3 自立に向けたサービス・支援	1 安心して受診できる医療機関 2 災害時の避難や支援体制 3 交通機関の便利さ
下位 3 項目	11 生活の場の確保 11 病気や障がいに対する理解 13 交通機関の便利さ 14 就業・雇用対策	12 市報・市ホームページの情報量 13 地域での福祉活動の取り組み 14 地域交流行事、スポーツ等の機会



施策 5 生活環境における病気や障がいへの配慮

◎施策が目指す姿

障がい者自身の危機管理意識を高めるとともに、地域や関係機関の一層の協力を仰ぎ、生活環境全般にわたって病気や障がいに考慮・配慮した取り組みを展開します。

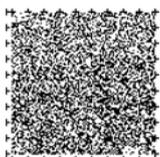
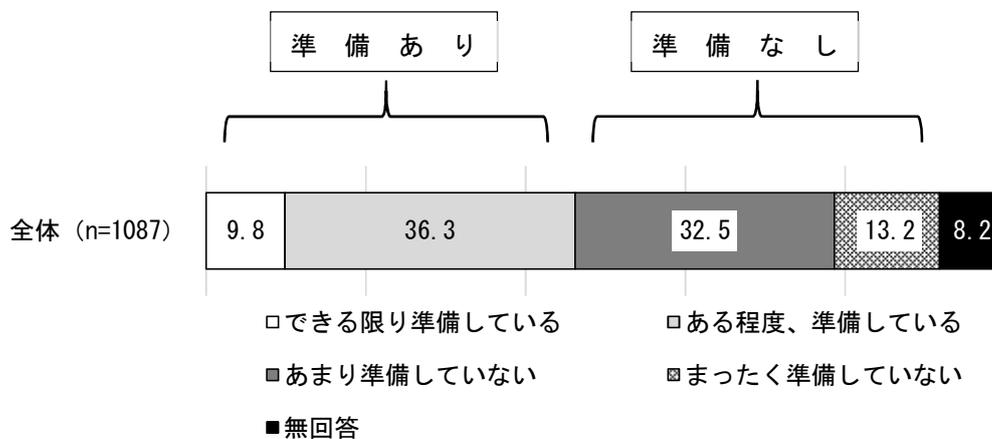
◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	出典
「災害に備えた準備をしている」障がい者の割合	46.1%	60%以上	障がい者アンケート

(目標値の考え方) 平成 26 年度調査 (56.7%) と同等レベルに回復

<参考>障がい者アンケート (基準値)

図表 災害に備えた準備 (%)



5-1 障がい者の安全対策の推進

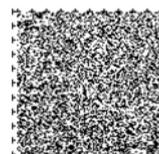
①障がいの特性を考慮した減災対策の推進

<これまでの取り組み>

- (1) 相談員を通じて障がい者やその家族に災害時の備えを啓発してきましたが、震災から7年経過し、障がい者自身の危機管理意識は低下してきました。
- (2) 「災害時避難行動要支援者情報登録制度」により、配慮が必要な障がい者の情報を得ることができるようになりました。また、市内全域で地域自主防災組織連絡協議会も設立し、近隣住民による災害時の支え合う体制は、震災前より着実に前進してきました。
- (3) 意思伝達が苦手な方が求める支援を伝えるための「サポートカード」の作成、文字情報ラジオの給付など、障がい特性に応じた情報伝達方法を導入しました。
- (4) 災害時に病気や障がいに配慮する福祉避難所は増加し、平成29年12月現在、14か所（うち、障がい施設4か所29人受入れ）です。また、県立石巻支援学校・石巻市・東松島市（受入れ総数300人）との協定により、受け入れ者数は大幅に増加しました。
- (5) 防災拠点備蓄基地や地域防災備蓄倉庫の整備、非常用食料（飲料）の備蓄など、防災の基盤整備は進んできました。また、津波避難マップも作成しました。

<今後の取り組み>

- (6) 様々な災害を想定した訓練を障がい者も参加して行うなど、障がい者自身の危機管理意識の向上とともに、障がい者と近隣住民との交流を増やし、災害発生時の支援体制の充実を図ります。
- (7) 緊急避難時に障がい者の迅速な支援に向けて、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯を中心とする「災害時避難行動要支援者情報登録制度」への登録促進、「サポートカード」の普及、文字情報ラジオの利用促進を図ります。
- (8) 市内全域に組織されている自主防災組織において、東日本大震災の経験や教訓を踏まえた防災・減災に向けた活動の活性化を図ります。
- (9) 障がい者が安全・安心して避難できる福祉避難所の確保を図ります。



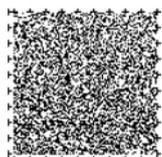
②障がい者を守る安全対策の推進

<これまでの取り組み>

- (1) 障がい者を含め、市全体で防犯・交通安全の啓発に年間を通じて取り組んできました。
- (2) 基幹相談センター相談員・民生委員・児童委員などから支援の必要な障がい者の情報提供を受ける体制を整えており、地域での見守り活動の拡大につながってきました。
- (3) 市防犯実働隊、市防犯協会各地区実働隊により、定期的なパトロールも実施されてきました。
- (4) 国の基準に基づき、誘導ブロックを整備してきました。また、歩車分離式信号機の導入も進んできました。

<今後の取り組み>

- (5) 基幹相談センター相談員・関係機関と連携を図り、障がい者が犯罪や交通事故に巻き込まれないための対策の実施、防犯・交通安全に対する意識啓発を推進し、市民に対し、安全な運転や事故防止に向けた意識啓発を行います。
- (6) 基幹相談センター相談員・民生委員・児童委員や自治会、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での障がい者の生活を支えるための見守り活動を促進します。
- (7) 国や県と連携し、音響信号機や誘導ブロックなど、障がい特性に配慮した安全で認識しやすい交通安全施設の整備を推進します。



5-2 誰もが暮らしやすい住環境の整備

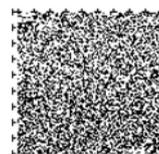
①病気や障がいに配慮した住環境の整備

<これまでの取り組み>

- (1) 障がい者の住居を確保するため、災害公営住宅への優先入居を実施してきました。
- (2) 新たな住居で暮らす障がい者に対しては、相談支援事業所相談員及びサポートセンター職員を中心に定期的に訪問して状況を把握し、関係機関と連携して改善に努めてきました。
- (3) 市外への避難者については、転居先の自治体に支援を依頼するなどの調整を図ってきました。
- (4) 新たな住環境の整備に関しては、バリアフリー化に取り組んできました。

<今後の取り組み>

- (5) 相談員などが適宜訪問し、障がい者の暮らしの不安解消や、地域生活の充実に引き続き取り組みます。
- (6) 公共施設や住宅、歩行空間において、誰もが使いやすい考えを設計段階から導入するユニバーサルデザインを推進します。
- (7) 民間施設の整備においてユニバーサルデザインが進むよう、事業者への普及・啓発を図ります。
- (8) 障がい者団体などと協力し、病気や障がいの視点を取り入れた住環境の向上策を検討します。



②利便性を考慮した移動手段の確保

<これまでの取り組み>

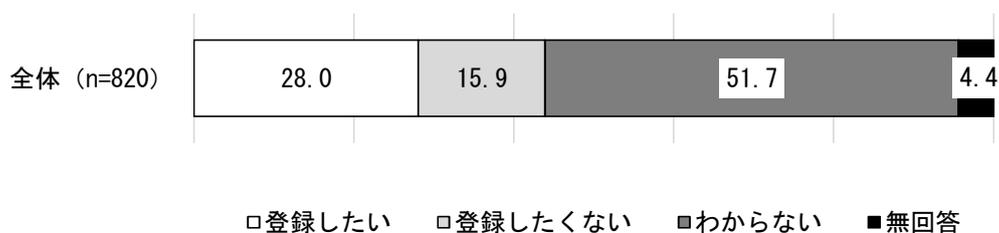
- (1) 東松島市地域公共交通活性化協議会において決定した運営方針に基づき、平成 21 年 7 月から東松島市デマンドタクシー「らくらく号」を運行してきました。
- (2) 石巻圏域のほか、塩釜圏域においてもタクシー券の利用を可能にしました。

<今後の取り組み>

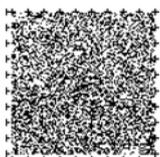
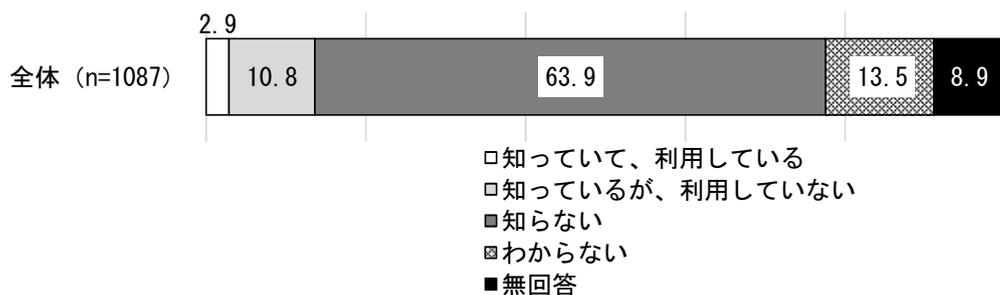
- (3) らくらく号や循環バスなどの移動手段の利便性向上のため、障害があっても利用しやすいよう関係機関との連携を図ります。

<参考>障がい者アンケート

図表 災害時避難行動要支援者情報登録制度に登録していない人の登録意向 (%)



図表 「サポートカード」の認知度 (%)



施策6 障がい児の成長を支える保育・教育の充実

◎施策が目指す姿

病気や障がいを早期に発見し、適切な療育体制の下で子どもの自立する力の育成を図ります。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを構築し、障がいのある子どもとない子どもがともに学ぶ環境づくりを目指します。

◎成果指標

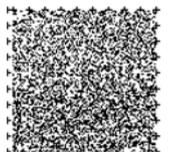
指 標	基準値 (平成 29 年度)	→	目標値 (平成 35 年度)	出典
「個別の教育支援計画」 の作成 (※用語説明)	就学する障がい児 全員		就学する障がい 児全員	実績

(目標値の考え方) 就学する障がい児全員への作成及び支援体制を維持

※用語説明 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画とは、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画。中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成する。

(出典：宮城県特別支援教育将来構想 平成 27 年 2 月)



6-1 適切な療育の推進

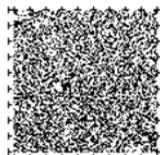
①乳幼児期の療育体制の推進

<これまでの取り組み>

- (1) 乳幼児期の定期健診時に保護者の相談支援を強化しており、早期の療育につながるケースが増えてきました。
- (2) 児童発達支援事業は、市内の発達支援センターを中心に療育体制が整備できており、必要に応じて児童相談所や相談支援事業所相談員などとも連携してきました。
- (3) 市内法人において療育等支援事業を実施してきました。
- (4) 家族に対しては、相談やイベントなどにより、情報提供と情報交換を行ってきました。

<今後の取り組み>

- (5) 定期健診時の相談支援を継続し、早期に適切な療育につなげます。
- (6) 発達支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、家族へのカウンセリングなどを含め、障がい児の心身の成長のために継続的に支援していきます。
- (7) すべての子育て家庭を対象に、病気や発達に関する知識や子どもへの適切な接し方を学ぶ機会の充実、子どものことで気軽に相談できる窓口の一層の周知を図ります。



6-2 障がい児の保育と教育環境の充実

①障がい児保育の推進

<これまでの取り組み>

- (1) 公立の保育所、幼稚園では障がい児の受け入れを実施してきました。
- (2) 保育所と幼稚園では専門医を中心に心のケアを行う体制を構築しており、障がい児や保護者のケアや、保育士や幼稚園教諭への助言を行ってきました。
- (3) 保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを訪問し、障がいのある子どもに集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を障害福祉サービス事業所が実施してきました。
- (4) 幼保連絡協議会、小学校連絡会を開催し、情報共有や情報交換、勉強会などによる連携を図ってきました。

<今後の取り組み>

- (5) 保育士、幼稚園教諭の適正配置を行い、障がい特性に配慮した保育の充実を図ります。
- (6) 保育士や幼稚園教諭自身が障がいに対する正しい知識の習得と理解を深めるため、定期的な研修を継続します。
- (7) 障がい児が通う保育所、幼稚園における専門家による相談体制の継続とともに、専門的な支援を行う保育所等訪問支援の利用促進を図ります。
- (8) 保育所、幼稚園、小学校との連携を継続します。



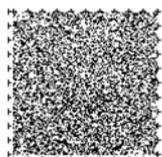
②学校及び地域の教育環境の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 公立の小・中学校では障がい児の受け入れを行ってきました。
- (2) 市、相談支援事業所、学校などとの協力関係を構築しており、各機関で情報交換を行ってきました。
- (3) 県立石巻支援学校との連携を図り、進路相談などの機会が充実してきました。また、学校卒業後の就労に関して、市担当者、相談支援事業所、相談員、保護者と協議する環境を整えてきました。
- (4) 震災により転居している児童生徒については、転居先の自治体に支援を依頼するなどの調整を図ってきました。
- (5) 障がい児の放課後等デイサービスを障害福祉サービス事業所で実施しており、必要に応じて児童相談所や相談支援事業所の相談員などとも連携してきました。

<今後の取り組み>

- (6) 学校を中心に作成する障がいのある児童生徒一人ひとりの「個別の教育支援計画」(※用語説明)を保健、福祉、医療、就労分野などの関係機関が共有し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を継続的かつ重層的な支援を行います。
- (7) 転居している児童生徒の状況を把握し、適切に相談や支援が実施される環境づくりを転居先の自治体及び関係機関と連携して取り組みます。
- (8) コミュニティ・スクールを進める中で、授業、休み時間、給食時間、放課後など様々な場面への学校ボランティアの導入などを進めます。
- (9) 保育所、幼稚園、学校における道徳教育や人権教育の充実を図り、すべての子ども達にお互いを尊重し、ともに生きるための豊かな心の養成に取り組みます。
- (10) 障がい児の放課後等デイサービスの提供体制を維持するとともに、同世代の子ども同士、地域住民との交流などを通じて障がい児の心身の成長を支援します。



③特別支援教育の充実

<これまでの取り組み>

- (1) 小・中学校では、一人ひとりの障がい特性に応じて、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった多様な学びの場による教育を行ってきました。
- (2) 県立石巻支援学校などの特別支援学校に通学する児童生徒もいます。
- (3) 中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象に、ものづくりを中心とする特別支援学級共同学習で作成した作品を地域の人々に紹介する機会を設定し、多くの人と関わる活動を行ってきました。
- (4) すべての公立小・中学校に特別支援教育コーディネーターのほか、特別支援教育支援員を配置してきました。また、県立石巻支援学校や関係機関との連携、特別支援教育コーディネーター研修会・連絡協議会の定期開催などを通じて、特別支援教育の課題や解決に向けた具体策に関する情報交換を行ってきました。
- (5) 小・中学校のトイレの改善、エレベーターの使用、防音ルームの利用、昇降機の設置、空調など、障がいの特性に対応した施設・設備の整備を進めてきました。

<今後の取り組み>

- (6) 障がいに配慮した教育環境の充実に向けて、県立石巻支援学校や関係機関との連携の下、特別支援教育コーディネーターのほか特別支援教育支援員を中心に学校全体による支援体制の充実を図ります。
- (7) 児童生徒の希望に基づく教育と進路の選択に向けて、「個別の指導計画」や「個別の移行支援計画」（※用語説明）を必要に応じて作成します。
- (8) 自閉症スペクトラム、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HA）などを含め、児童生徒一人ひとりの特性や発達に応じた多様な学びの場の提供や特別支援学級共同学習を継続します。
- (9) 病気や障がいに配慮した学校施設の整備、学習を支援する情報機器などを計画的に整備・更新します。

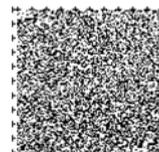
※用語説明 個別の指導計画

個別の指導計画とは、障がいの状態などに応じ、きめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」などを踏まえて、より具体的に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法などを盛り込んだ指導計画。

※用語説明 個別の移行支援計画

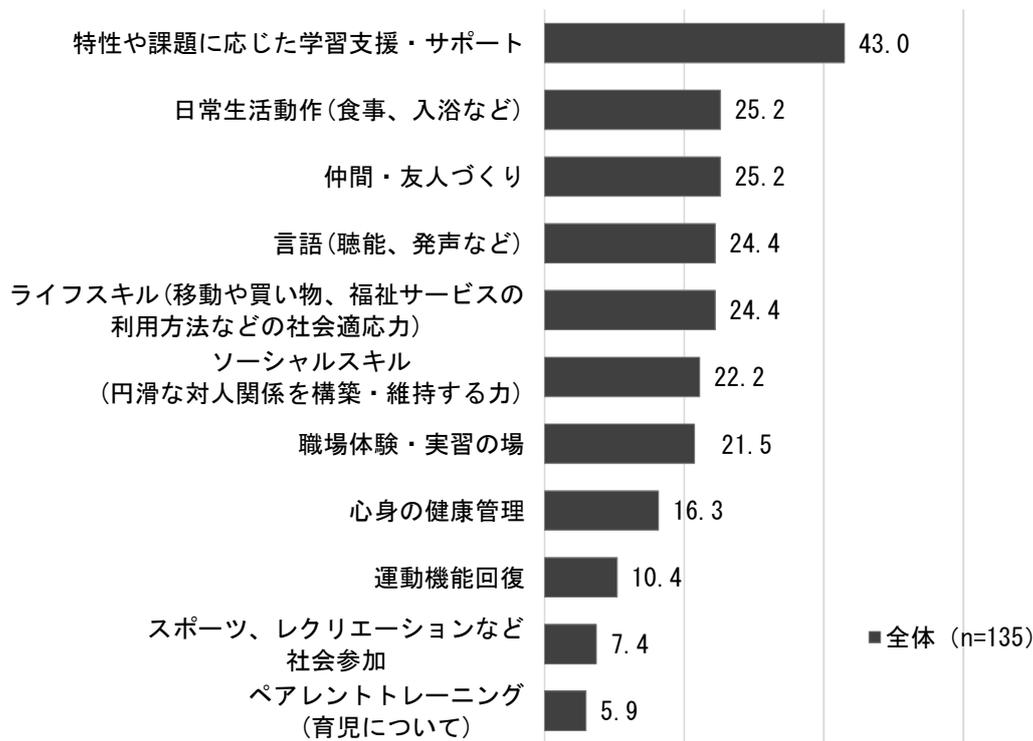
個別の移行支援計画とは、教育機関が中心となって作成する個別の教育支援計画のひとつで、学校を卒業して社会へ出る時期の移行期に作成する。

（出典：宮城県特別支援教育将来構想 平成27年2月）



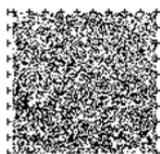
<参考>障がい者アンケート

図表 (介助者回答) お子さんの療育や訓練への希望 (主な項目) (%)



図表 (介助者回答) お子さんが通う園や学校に対する希望 (%)

(年齢区分) 単位: % 網掛: 各項目 1 位	送迎など、通園・通学のサポート	園・学校生活のサポート 学習支援や介助、就学相談など、	指導 生活訓練や職業訓練など、専門的な	投薬や喀痰吸引など、医療的なケア	福祉サービス事業所など、外部の支援機関との連携	障害や発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮	障がいや発達課題などに合わせた環境の整備	そのほか	特にない
幼児期 (n=16)	31.3	68.8	31.3	6.3	0.0	50.0	62.5	0.0	6.3
児童期 (n=49)	16.3	53.1	44.9	2.0	28.6	63.3	36.7	2.0	8.2
成年期 (n=32)	21.9	37.5	37.5	0.0	31.3	43.8	50.0	3.1	12.5



施策 7 障がい者の就労促進

◎施策が目指す姿

福祉、教育、産業分野の横断的な連携強化による多様な就労の場の確保を目指します。

◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値	出典
障がい福祉計画で定める一般就労移行者数の目標達成	3 人	5 人 (平成 29~32 年度)	実績

(目標値の考え方) 障がい福祉計画<第 5 期>の成果目標の達成

平成 35 年度末は障がい福祉計画<第 6 期>の成果目標に準ずる



7-1 障がい者の就労支援

①多様な働き方の支援

<これまでの取り組み>

- (1) 本市では、障がい者自身の就労能力の向上を支援する各サービス（就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型））が提供されてきました。
- (2) 一般就労を目指す就労移行支援の利用者は伸び悩んでいますが、一般就労に向けては、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携しながら、障がい者に寄り添った支援を行い、就労につながっています。
- (3) 本市では就労継続支援（B型）の利用者が最も多く、就労継続支援（A型）の利用者とともに徐々に増えてきました。平成 29 年度現在、市内 2 か所の就労継続（B型）事業所が開設しており、就労意欲の高い障がい者の貴重な福祉的就労の場となってきました。
- (4) 市役所は、障害者優先調達推進法に基づき、就労継続（B型）事業所から事務用品（SEL P福祉ファイル）を優先的に購入し、障がい者の工賃向上を支援してきました。

<今後の取り組み>

- (5) 学校や関係機関と連携しながら、一般就労を目指す就労移行支援の利用者の増加に取り組めます。
- (6) 平成 30 年度からの新しいサービスである就労定着支援の提供に向けて障害福祉サービス事業所の確保に取り組めます。
- (7) 一般就労が難しいものの、就労意欲の高い障がい者の就労支援に向けて、社会福祉法人やNPOなどとの連携を図り、福祉的就労の場の充実に取り組めます。
- (8) 障がい者の経済的自立を進めるため、障害者優先調達推進法の趣旨を市民や企業に広く周知するとともに、障がい者施設や障がい者雇用企業の物品を優先的に購入するなど、関係機関と連携して企業や組織に働きかけます。
- (9) 障がい者の就労機会を広げるため、関係機関と連携して、障がい者雇用の協力、障がい者や高齢者が一緒に働ける場の創出などを要請します。



7-2 障がい者の雇用拡大

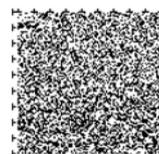
①障がい者雇用の促進

<これまでの取り組み>

- (1) 障がい者の一般就労を支援するため、ハローワーク主催の就職活動準備セミナーや障害者就職面接会に行政として共催及び職員派遣を行ってきました。また、就労支援ネットワーク会議に参加してきました。
- (2) 相談支援事業所相談員を中心にハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携、市報を活用して企業情報を提供してきました。
- (3) 一般就労として農作物栽培・水産物加工・配送業を行う事業所への雇用につながったケースもありました。
- (4) 市役所では、障がい者の採用枠を設け、正職員として採用してきました。

<今後の取り組み>

- (5) 障がい者雇用の促進に向けて、ハローワークと連携して、トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）、ジョブコーチ（職業適応援助者）、職場適応訓練職親制度など、各種雇用支援制度の活用を市内の企業や関係機関に広く周知します。
- (6) 市、県、関係機関、産業団体と連携し、国が目指す一億総活躍社会の一環として、市全体で病気や障がいに応じた就労環境の実現（柔軟な勤務態勢、合理的配慮の提供、周囲の理解）の気運を高めていきます。
- (7) 市役所、市教育委員会において障がい者雇用に努めます。
- (8) ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、関係団体、学校などで障がい者雇用に関する企業情報の共有化を進めます。



施策 8 社会参加を通じた共生社会の推進

◎施策が目指す姿

地域活動における合理的配慮の普及を進め、障がい者支援を通じて地域活動が活性化
する共生社会の推進を目指します。

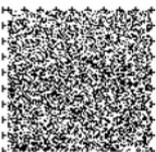
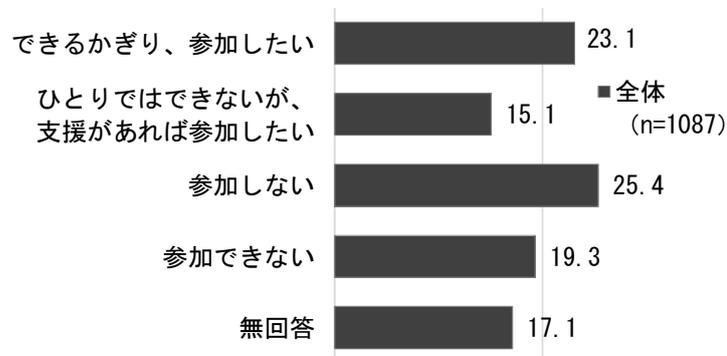
◎成果指標

指 標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度)	出典
地域の行事や活動に「参加しない」障がい者の割合	25.4%	20%以下	障がい者アンケート

(目標値の考え方) 地域参加に消極的な障がい者の割合減少を達成

<参考>障がい者アンケート (基準値)

図表 地域の行事や様々な活動への参加意向 (%)



8-1 障がい者の社会参加の促進

①障がい者の地域活動への支援

<これまでの取り組み>

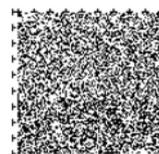
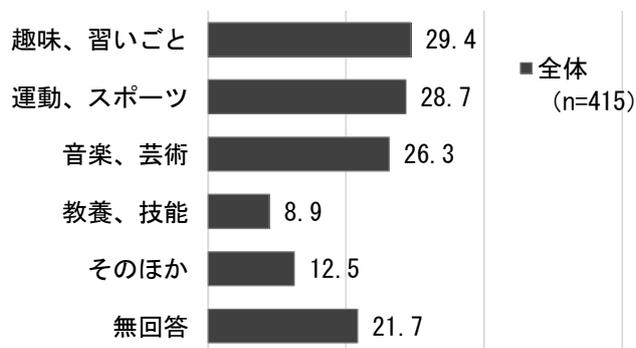
- (1) 障がい者団体や福祉施設などが開催する各種イベントについて、依頼に基づき、市報などによる周知や会場提供を行ってきました。
- (2) 震災復興期間でもありましたが、障がい者の自主的な活動について、できる限りの支援を行ってきました。
- (3) スポーツ施設や文化施設の利用については、施設によっては老朽化もあり、利便性が十分ではありません。新たな公共施設整備では障がい者も利用しやすいユニバーサルデザインを設計時から導入してきました。

<今後の取り組み>

- (4) 障がい者団体や福祉施設が開催する各種イベントについて、運営支援や開催場所の提供、開催の周知などの支援を行います。
- (5) 自主的なスポーツ・文化活動への支援、作品の発表機会や練習の成果を発揮する場の充実を図ります。
- (6) スポーツ施設や文化施設において、障がいがある人でも利用しやすい施設・設備の整備に努めます。

<参考>障がい者アンケート

図表 地域活動に参加意向のある人の、地域でやりたいこと (%)



8-2 障がい者と共生する地域づくりの推進

①地域活動における合理的配慮の普及

<これまでの取り組み>

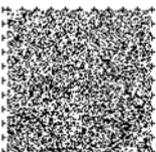
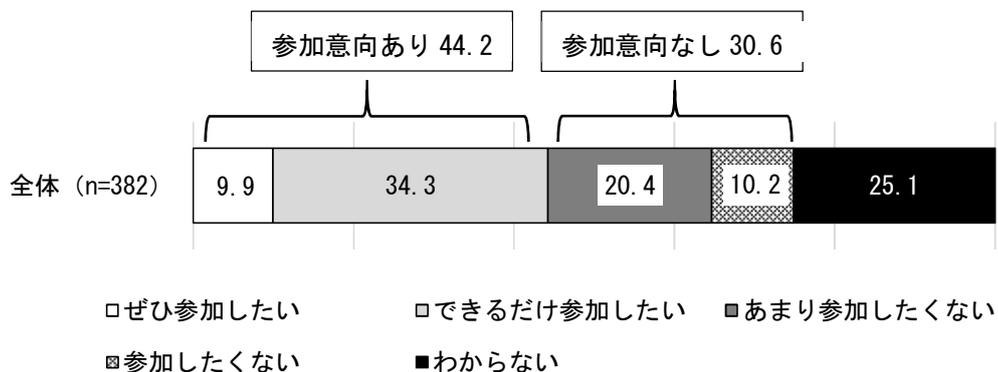
- (1) 毎年度、石巻市主催（東松島市、女川町共催）による手話奉仕員養成講座を開催し、障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員などの養成を行ってきました。
- (2) 手話通訳者や要約筆記者の派遣は、利用者の依頼により、無料で実施してきました。派遣回数は年間 5～10 件程度です。
- (3) 障がい者の利用申請に応じて筆談ボードなどを給付してきました。
- (4) 屋外での移動を支援する同行援護、行動援護、移動支援事業を提供する障害福祉サービス事業所やNPOは増えており、また、利用者も増加してきましたが、ヘルパー数が限られており、対応可能な範囲で希望に沿った支援を行ってきました。

<今後の取り組み>

- (5) 地域で行われる様々な活動（地域行事、学校行事、防災訓練、環境美化、スポーツほか）やコミュニティ・スクールの活動において、障がい者が参加できる合理的配慮を普及し、障がい者と一緒に行う地域活動の実践を働きかけます。
- (6) 地域が主体となって、障がい者の居場所づくり、介助者同士の交流する機会の充実に支援します。
- (7) 視覚・聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成、障がい者への筆談ボードなどの給付を継続し、利用促進を図ります。
- (8) 障がい者（児）の外出や移動を支援する事業の充実に向けて、ヘルパーや移動支援事業者・ボランティアなど、外出・移動を支援する人材及び事業所の確保・充実に努めます。

<参考>障がい者アンケート

図表 （介助者回答）介助者や家族同士の交流、相談の場への参加意向（％）



第 3 部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第 1 章 障がい福祉計画<第 5 期>

1 平成 32 年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標 1 入所支援利用者の地域生活移行

国は、平成 32 年度末時点の施設入所者の削減と、平成 28 年度末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として打ち出しています。

本市の第 4 期計画の目標は、平成 25 年度末時点の入所支援利用者 35 人のうち、5 人を地域生活に移行（退所）し、新たな入所者数を 3 人と見込むことで、平成 29 年度末時点においては、2 人（5.7%）削減としていました。

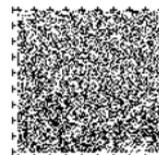
この間の状況は、地域生活の移行で 1 人、健康上の理由による退所が 3 人に対し、新たな入所者が 4 人ありました。その結果、入所支援利用者数は第 4 期計画末で 35 人のままという実績でした。

入所施設の利用者は、重度の障がい者であり、地域生活が困難な方が多く、支援区分 5 以上の方が 75%を占めています。現在も入所を希望される方は多く、今後も増加傾向にあり、退所者よりも入所者が上回ると推測されます。

こうした本市の状況を踏まえた上で、本計画では国の方針を念頭に置き、関係機関との連携を図り、地域生活移行の環境づくりに努めます。

【平成 30～32 年度の目標】

項 目	目 標	国の考え方
平成 28 年度末時点の入所者数（A）	35 人	実績
平成 32 年度末の施設入所者数（B）	34 人	
【目標値】 削減見込数（A－B） （削減率）	1 人 （ 2.9%）	平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。
【目標値】 地域生活移行者数 （施設入所からグループホームなどの 地域生活へ移行する人数） （平成 28 年度末入所者数に対する 移行人数割合）	3 人 （ 9.3%）	平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行することを基本とする。



成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①地域包括ケアシステムの構築の協議の場と設置状況

国は、市町村を中心に当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、平成 32 年度末までに全ての市町村に体制関係者協議の場を設置することを方針としています。

本市では、これに至らないものの必要に応じ個別支援ケースにて協議してきました。

本計画では国の方針を踏まえ、既存の障害者総合支援協議会の部会を活用し、精神科医療に携わる関係者を交えて協議できる環境を平成 32 年度末までに整備します。

② 神病床における長期入院患者数と退院率

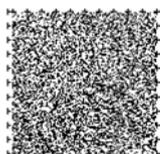
長期入院の精神障がい者のうち、一定数は地域の支援体制整備により地域生活への移行が可能であると考えられます。本市の第 5 期計画の目標値は、県との調整のもと、精神病床における 1 年以上の長期入院患者数が示され、これにより見込まれる平成 32 年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）から設定しています。

本市では精神疾患の患者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、また、疾患発症が繰り返される例も多く見られ、地域移行を円滑に推進には精神科医療関係者とのきめ細かい連携が欠かせません。

こうした状況を踏まえた上で、関係機関との連携体制を整備するとともに、障害福祉サービスなどの必要な見込み量を設定し、目標達成を目指します。

【平成 30 年度～平成 32 年度の目標】

項目	目標	備考
(参考)1 年以上の長期入院患者数(A)	56 人	県の推計と調整による。 (内訳) 65 歳未満 23 人、65 歳以上 33 人
【目標値】平成 32 年度末時点の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	11 人 (19.6%)	(A) から退院率 18%以上を基本とする。 (内訳) 65 歳未満 5 人、65 歳以上 6 人

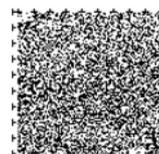


成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

国は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を平成 32 年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つ整備することを方針としています。

本市では、第 4 期計画の目標に掲げた「面的整備型の体制」の強化に向け、平成 28 年度に障害者総合支援協議会にプロジェクトチームを設置し協議を重ね拠点 5 機能のうち「緊急時の受入及び対応」では中度の障がい者（児）までの対応体制が実現しました。

本計画では国の方針を踏まえ、引き続き、平成 32 年度末までに、市単独で面的整備型の体制づくりを進めます。また、石巻圏域の連携体制も検討し整備していきます。



成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

①一般就労移行

国は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を平成 28 年度実績から一定割合で増やすことを数値目標として打ち出しています。

本市の第 4 期計画の目標は、平成 29 年度に福祉施設の利用者が一般就労に移行する人数を平成 24 年度の 2 倍である 2 人としていました。この目標に対し、平成 28 年度末現在 3 人となっており、目標を達成することができました。

本計画では国の方針を踏まえ、引き続き、一般就労への移行を進めるため、ケース支援を通じて利用者の就労の機会が広がるよう努めます。

【平成 30～32 年度の目標】

項目	目標	国の考え方
平成 28 年度の一般就労移行者数	3 人	年間実績
【目標値】 平成 32 年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	5 人 (166%)	平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

②就労移行支援事業の利用者

国は、一般就労に向けた訓練を行う就労移行支援の利用者を、平成 28 年度実績から一定割合で増やすことを数値目標として打ち出しています。

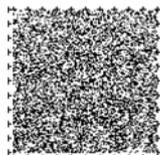
本市の第 4 期計画の目標は、平成 29 年度の就労移行支援利用者数を 12 人（平成 25 年度末の 2 倍）としていました。この目標に対し、平成 28 年度中には 12 人の利用があり、目標を達成しています。

本計画では国の方針を踏まえ、引き続きケース支援を通じて、関係機関との連携を図り、事業利用者の拡大に努めます。

【平成 30～32 年度の目標】

項目	目標	国の考え方
平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数（※）	7 人	実績
【目標値】 平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数 (実績に対する目標割合)	10 人 (142.9%)	平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す

※サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者。



③就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合

国は、一定の就労移行率を有する就労移行支援事業所を、平成28年度実績から一定割合で増やすことを数値目標として打ち出しています。

本市の第4期計画の目標は平成29年度末の就労移行率が3割以上の事業所の割合を100%（1事業所と想定）としていましたが、市内に該当事業所がないことから、この目標を達成できませんでした。

本計画では国の方針を踏まえ、関係機関と連携して市内への事業所誘致を進め、誘致した事業所の割合目標100%（1事業所）を目指します。

【平成30～32年度の目標】

項目	目標	国の考え方
平成28年度末の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合	0%	実績
【目標値】 平成32年度末の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合	100%	平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

④各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

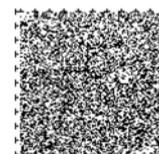
平成30年度から導入される就労定着支援の目標です。国は、一般就労後の一定の定着率を数値目標として打ち出しています。

本計画では国の方針を踏まえ、平成30年度からのサービス提供に向けて、市内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、就労定着支援の目標達成に努めます。

【平成30～32年度の目標】

項目	目標	国の考え方
【目標値】 平成31年度の支援開始1年後の職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。
平成32年度の支援開始1年後の職場定着率	85%	

※平成30年度は事業実施の初年度のため、目標値を設定しない

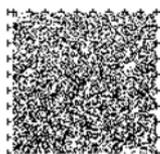


2 障害福祉サービス見込み・確保策

障害者を対象とした障害者総合支援法に基づくサービス体系は下記のとおりです。

【障害福祉サービスの分類】

◆ 訪問系サービス 障害者の自宅に訪問して行うサービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
◆ 日中活動系サービス 昼間の活動を支援するサービス	(1) 生活介護
	(2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）
	(3) 就労移行支援
	(4) 就労継続支援（A型、B型）
	(5) 就労定着支援（平成 30 年度創設）
	(6) 療養介護
	(7) 短期入所
◆ 居住系サービス 地域での生活基盤である居住の場を提供するサービス	(1) 自立生活援助（平成 30 年度創設）
	(2) 共同生活援助（グループホーム）
	(3) 施設入所支援
◆ 相談支援	(1) 計画相談支援 (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援
◆ その他サービス	補装具費の給付・貸与 （補装具貸与は平成 30 年度創設） 自立支援医療費



2-1 訪問系サービス

【サービス概要】

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

居宅介護は、ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排泄、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事や移動介助等の援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動介助などを総合的に行います。平成 30 年度から入院した医療機関においての支援も可能となります。

同行援護は、重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などに対し、移動時及びそれに伴う外出先での介助を行います。

行動援護は、自己判断能力が制限され、常時介護を必要としている人が行動上の危険を回避するために必要な支援、外出介助を行います。

重度障害者等包括支援は、意思疎通も困難で常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

居宅介護を中心に行動援護や同行援護が利用されており、訪問系サービス全体では利用者、利用時間ともに年々増加してきました。

重度訪問介護と重度障害者等包括支援は利用実績がありません。

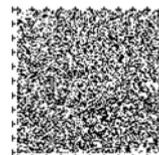
今後も居宅介護の利用を中心に、利用者、利用時間の増加を見込みます。

そのため、障害福祉サービス事業所と介護部門など他機関とも連携を図りながら、計画的なサービスの提供とともに、ヘルパーの確保とサービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間分	987	981	990	1,050	1,075	1,100
行動援護 重度障害者等包括支援	人	74	89	90	90	95	100

(単位は 1 か月あたりの平均利用時間、実利用人数)

※平成 29 年度は見込み



2-2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

【サービス概要】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、日中の間、施設で入浴、排泄、食事の介助など日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

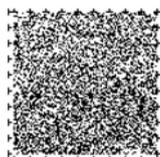
利用者はこれまで増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移してきました。平均利用日数は1人あたり月20日程度でした。

今後は、介助者の高齢化や単身生活など家庭環境が変化することを想定し、利用者は増加、利用日数はこれまでと同程度で見込みます。

そのため、障害福祉サービス事業所と介護部門など他機関とも連携を図りながら、利用の増加に対応できるよう、計画的な障害福祉サービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人日分	2,059	2,093	2,120	2,185	2,261	2,337
	人	112	115	110	115	119	123

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※平成29年度は見込み



(2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）

【サービス概要】

自立訓練は、生活能力を維持・回復させ、自立した日常生活または社会生活を営めるよう、一定期間、必要な訓練を行います。

機能訓練は身体障がい者、生活訓練は知的障がい者と精神障がい者が対象の事業です。平成 24 年度から居住の場を提供し訓練する、宿泊型自立訓練（知的障害者と精神障害者が対象）が加わりました。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

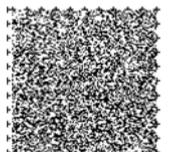
利用者は生活訓練と宿泊型自立訓練の利用が多く、知的障害者や精神障害者の利用が中心でした。1人あたりの利用日数は、利用者の状況などによって変わり、生活訓練の場合、月 11 日～22 日と幅広い日数でした。

今後は、特別支援学校の卒業生などの利用を想定し、生活訓練の利用者は増加、利用日数は 1 人あたり月 20 日を見込みます。機能訓練と宿泊型自立訓練は平成 29 年度と同程度と見込みます。

そのため、障害福祉サービス事業所と連携を図りながら、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	1	1	1	1	1
	人	0	1	1	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	107	144	158	200	240	280
	人	9	13	7	10	12	14
自立訓練（宿泊型）	人日分	31	68	45	45	45	45
	人	2	3	3	3	3	3

（単位は 1 か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※平成 29 年度は見込み



(3) 就労移行支援

【サービス概要】

就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職などの支援を行います。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

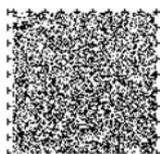
利用者はこれまで増加してきましたが、近年はやや減少しました。利用日数は1人あたり月10日程度でした。

今後は、特別支援学校の卒業生、復職を目指す障害者などの利用が想定されるため、利用者は増加、利用日数は1人あたり月13日を見込みます。

そのため、サービス提供にあたっては、関係機関と連携して市内への事業所誘致を進めるとともに、広域かつ専門的に連携した計画的なサービスの提供を図りながら、一般就労につながり、成果目標4を達成できるようサービスの質の維持・向上を支援します。また、利用者への情報提供や相談支援に努めます。

サービス	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人日分	136	88	99	104	117	130
	人	14	12	8	8	9	10

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※平成29年度は見込み



(4) 就労継続支援（A型、B型）

【サービス概要】

就労継続支援（A型、B型）は、一般企業などでの就労が困難な障がい者に働く場を提供しながら、知識や能力向上に必要な訓練を行うサービスです。

A型は事業者との雇用契約に基づくサービス、B型は雇用契約のないサービスです。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は年度によって増減するものの、A型、B型ともに増加してきました。このうち、市内に障害福祉サービス事業所のあるB型が多く利用されてきました。

1人あたりの利用日数は、A型は年々増加して月19日程度になりました。B型はほぼ一定の月18日程度でした。

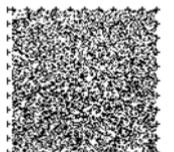
今後は、特別支援学校の卒業生、高い就労意欲を持つ障害者などの利用が想定されるため、A型、B型ともに利用者の増加を見込みます。1人あたりの利用日数はA型が月20日、B型が月18日を見込みます。

そのため、サービス提供にあたっては、関係機関と連携を図りながら、計画的なサービスの提供とともに、作業を通じて社会性やコミュニケーション力向上が実現できるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

サービス	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	人日分	354	512	500	600	640	680
	人	25	31	26	30	32	34
就労継続支援（B型）	人日分	1,241	1,246	1,224	1,246	1,281	1,318
	人	68	68	66	68	70	72

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数） ※平成29年度は見込み



(5) 就労定着支援（平成 30 年度創設）

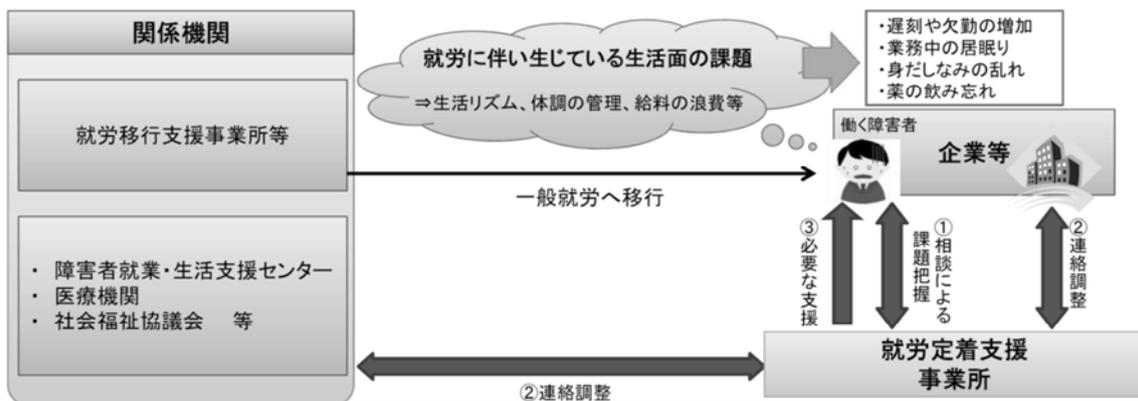
【サービス概要】

障害者総合支援法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）によって創設されたサービスで、平成 30 年度から導入されます。

対象は、就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている障がい者です。

支援内容は、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会など）との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を実施します。

具体的には、企業や自宅への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題を把握し、解決に向けて企業や関係機関と必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。



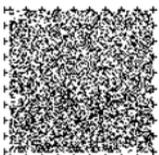
資料：厚生労働省

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者の就労が継続でき、成果目標 4 が達成できるように、障害者本人、障害福祉サービス事業所、雇用した企業と密な連携を図り、円滑な支援提供が実現するよう取り組みます。

サービス	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	人				0	1	2

（単位は 1 か月あたりの実利用人数）



(6) 療養介護

【サービス概要】

療養介護は、病院等への長期入院により医療的ケアに加え、食事入浴、排せつ等の介護介護を行います。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

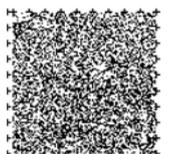
平成 29 年度現在、市内に療養介護を提供する事業所はなく、市外の障害福祉サービス事業所を利用してきました。

今後は、障害の重篤化、介助者の高齢化や家庭環境が変化することを想定し、利用者は増加を見込みます。

そのため、引き続き、広域的な調整を図りながら、障がい者のニーズや支援計画に応じた適切なサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	人	9	9	10	11	12	13

(単位は 1 か月あたりの実利用人数) ※平成 29 年度は見込み



(7) 短期入所

【サービス概要】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、介護対象者を施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを提供します。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は増加してきました。1人あたりの利用日数は月3日程度でした。

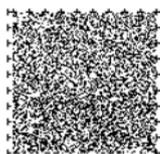
短期入所は、介助者の健康状態などによる緊急時に一時的に支援するサービスとして、また、介助者の高齢化に伴う介助者の負担軽減のためレスパイト機能として、ニーズの高まりが想定されます。

今後は利用者の増加を見込みます。利用日数はこれまでと同じ1人あたりの月3日程度を見込みます。

そのため、障害福祉サービス提供にあたっては、介護部門など他機関と連携を図りながら、サービスの提供とともに、地域生活拠点のひとつとして、支援目標3に沿った緊急時の円滑な支援体制や個別支援計画により、効果的なサービス提供となるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	人日分	167	192	184	200	206	212
	人	57	61	60	62	64	66

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※平成29年度は見込み



2-3 居住系サービス

(1) 自立生活援助（平成 30 年度創設）

【サービス概要】

障害者総合支援法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）によって創設されたサービスであり、平成 30 年度から導入されます。

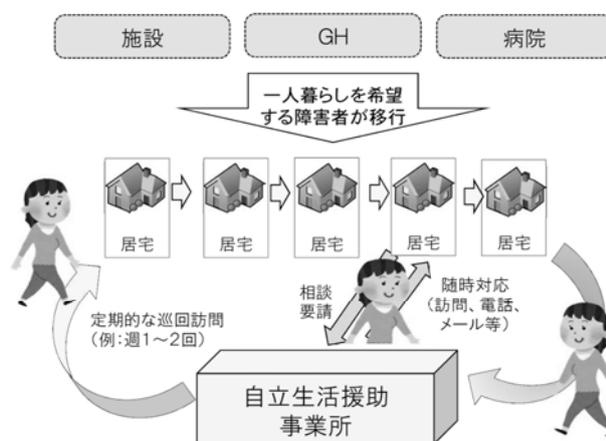
対象は、障害者支援施設やグループホーム及び病院を利用していた人で、ひとり暮らしを希望する障がい者です。

支援内容は、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を実施します。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活の様子を確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

（生活の確認例）

食事、洗濯、掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納の有無、体調の変化や通院の状況、地域住民との関係 など



資料：厚生労働省

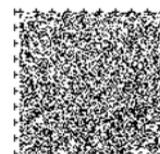
【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

障害者支援施設やグループホーム及び病院から、ひとり暮らしを希望する障がい者の利用を見込みます。

そのため、広域的な調整を含めて障害福祉サービス事業所を確保し、相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら、スムーズに地域生活を実現できる提供体制を構築します。

サービス	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人				1	2	3

（単位は 1 か月あたりの実利用人数）



(2) 共同生活援助（グループホーム）

【サービス概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は各年度 60 人前後と、ほぼ横ばいで推移してきました。

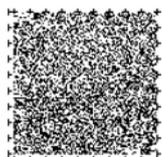
介助者の高齢化や家庭環境の変化により、自宅での生活から入居を希望される障がい者が増加し、今後もニーズの高まりが想定されます。

今後は、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案し、利用者の増加を見込みます。

そのため、サービス提供にあたっては、関係機関と連携して市内の障害福祉サービス事業所の拡充を進めるとともに、広域的な調整による計画的なサービスの提供を図りながら、障がい者の生活能力が高まるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	64	60	58	63	66	68

(単位は 1 か月あたりの実利用人数) ※平成 29 年度は見込み



(3) 施設入所支援

【サービス概要】

施設入所支援は、福祉施設で暮らす人が夜間などに入浴、排せつ及び食事の介助など、生活する上で必要なサービスを提供します。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は、各年度、35人程度とほぼ横ばいで推移してきました。

本市の入所支援利用者は重度の障がい者であり、入所期間も長いため、地域生活への移行は困難な方が多いといえます。また、入所を希望される方も多くいます。

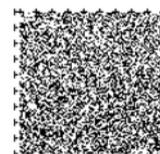
今後は、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案して利用者を見込みます。

そのため、サービス提供にあたっては、相談支援事業所や介助者との連携を図りながら、サービスの提供を進めるとともに、体調面や安全面を中心にサービスの質の維持・向上を支援します。また、権利擁護などについても配慮していきます。

サービス	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
施設入所支援	人	35	36	35	35	35	34

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※平成29年度は見込み



2-4 相談支援

【サービス概要】

相談支援には3つのサービスがあります。

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証（モニタリング）し、障害福祉サービス事業所との連絡調整などを行い、サービス利用計画の見直しを行います。

地域移行支援は、障がい者施設入所の利用者や入院中の精神障がい者などを対象に、住居の確保及び地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域定着支援は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急事態に対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

近年の利用者は、計画相談支援が月24～27人程度、地域移行支援が月3人程度でした。地域定着支援は平成29年度にはじめての利用者がありました。

今後は、障害福祉サービスの利用希望の増加に伴い、計画相談支援（サービス利用計画作成）の増加を見込みます。施策の動向から地域移行支援、地域定着支援についても利用者が徐々に増加すると見込みます。

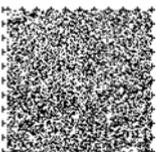
そのため、ケース支援を通じサービス利用や地域移行の希望を的確に把握しながら、関係機関や相談支援事業所と連携して、計画的なサービスの提供に努めます。

また、障害福祉サービス事業所で働く人材の確保、相談支援専門員の資質向上、研修や総合支援協議会の取り組みを通じ質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	24	26	27	27	27	28
地域移行支援	人	3	3	1	5	6	7
地域定着支援	人	0	0	1	1	2	3

（単位は1か月あたりの実利用人数）

※平成29年度は見込み



2-5 その他サービス

【サービス概要】

その他サービスには2つのサービスがあります。

補装具費給付は、身体機能を補う義肢や装具、車いすなどの用具を購入・修理する際にかかる費用を給付するサービスです。

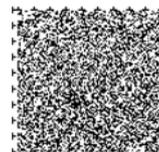
障害者総合支援法の改正（平成30年4月1日施行）により、補装具費の支給範囲が平成30年度から拡大（貸与の追加）します。「購入」を基本とする補装具費の給付ですが、障がい者の利便性に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給対象となります。

自立支援医療費給付は、障害程度の軽減・除去のための治療に係る医療費を助成するサービスです。

【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

補装具費給付と自立支援医療費給付ともに、利用者からの申請を受けて、適正に給付してきました。

今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。



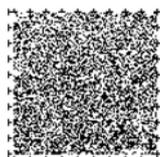
3 地域生活支援事業見込み・確保策

障害者総合支援法では、障害福祉サービスのほかに地域の実情に合わせて地域生活支援事業を定めています。

この事業は、必須事業と任意事業に分類されます。

【地域生活支援事業の分類】

必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター事業
任意事業	(1) 訪問入浴サービス事業 (2) 日中一時支援事業 (3) 社会参加促進事業



3-1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者に対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。

障がい者が地域におけるあらゆる活動に参加しやすい環境づくりなど、共生社会の実現につながるよう取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、自治組織などが地域で自発的に行う活動を支援する事業です。

地域で生活する障害者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、取り組んでいきます。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、相談支援事業所への委託事業で実施しています。

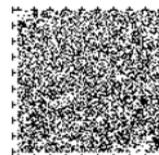
住宅入居等支援事業は、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

今後もしきめ細かな相談に応じるとともに、相談窓口の周知や訪問、迅速な情報提供、障害福祉サービスの利用支援など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための必要な援助に努めます。

【事業の見込み】

事業	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
(基幹相談支援センターの設置)	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※平成29年度は見込み



(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業で、利用者が増えてきました。

今後は障害者自身の高齢化や介助者の高齢化により、成年後見が必要な人の増加が想定されます。そのため、事業の周知と必要な人への利用促進に取り組み、関係機関と調整して、支援を実施します。

【事業の見込み】

事業	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	3	4	5	6	7

(単位は実利用人数) ※平成29年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

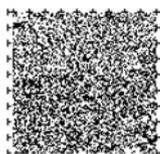
成年後見制度における法人後見活動の実施団体を対象に、研修等を通じて、安定的な実施体制の構築などを支援する事業です。

当面は本市において実施し、今後、関係機関と連携を図りながら検討していきます。

【事業の見込み】

事業	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

※平成29年度は見込み



(6) 意思疎通支援事業

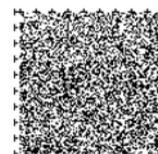
聴覚、視覚等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等による支援を行う事業です。平成 28 年度から利用者が増えてきました。

今後も一定の利用者を見込みます、そのため、現行体制を継続し、協力機関から資格者の派遣を受けて、支援を実施します。

【事業の見込み】

事業	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	人	0	1	2	2	2	2
	件	0	5	5	10	10	10
要約筆記者派遣事業	人	0	0	1	1	2	2
	件	0	0	1	1	2	2

(単位は実利用人数、年間延べ件数) ※平成 29 年度は見込み



(7) 日常生活用具給付等事業

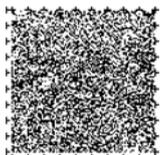
重度障がい者などの日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。また、住宅改修費を給付します。

今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。

【事業の利用見込み】

事業	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
助成対象者数	人	38	31	35	40	40	40
介護訓練支援用品	件	6	7	5	10	10	10
自立生活支援用具	件	16	15	34	50	50	50
在宅療養等支援用具	件	19	18	15	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件	14	2	5	10	10	10
排泄管理支援用具	人	105	103	103	105	105	105
住宅改修費	件	4	5	3	3	3	3

(単位は実利用人数、年間延べ件数) ※平成29年度は見込み



(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。本市では平成 27 年度、平成 29 年度に 2 名ずつが受講修了しました。

今後も本事業を通じて手話奉仕員養成を目指し、聴覚障がい者の意思疎通支援体制の拡充に努めます。

【事業の見込み】

事業	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	2	0	2	10	10	10

（単位は養成講習修了の実人数） ※平成 29 年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動支援を行う事業です。

年度によって増減しますが、利用者、利用時間は増加してきました。

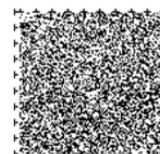
今後は、介助者の高齢化、参加しやすい地域活動の活性化などに伴い、移動支援のニーズの高まりが想定されます。

そのため、希望を的確に把握しながら、関係機関や障害福祉サービス事業所と連携して、計画的なサービスの提供に努めます。

【事業の見込み】

事業	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	箇所	7	7	7	7	7	7
	時間	626	1,202	1,220	1,260	1,330	1,400
	人	33	39	33	36	38	40

（単位は年間延べ利用時間数、実利用人数） ※平成 29 年度は見込み



(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障害者に対する創作活動や生産活動の場、社会との交流機会を提供する事業であり、市の委託事業として、東まつしま地域生活支援センター・カノンで実施しています。

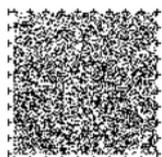
今後も障害福祉サービス事業所と連携しながら、利用者に魅力ある活動に努めます。

【事業の見込み】

事業	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援センター 事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	8,290	8,640	8,800	9,000	9,050	9,100

(単位は年間延べ利用人数)

※平成29年度は見込み



3-2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者などの居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴サービスです。

本市では一定数の利用者があり、年間 350～370 回程度、利用されてきました。

平成 30 年度より利用回数の上限を見直し、利用者の支援計画に対応する事業の拡充を図ります。

【事業の見込み】

事業	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	人	5	6	5	4	5	5
	回	352	351	376	432	540	540

(単位は実利用人数、年間延べ回数) ※平成 29 年度は見込み

(2) 日中一時支援事業

障がい者（児）の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業です。

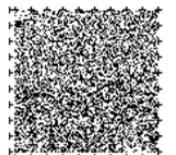
介護する家族のストレスや心身の疲れを回復させるレスパイト事業の一環として、また、介助者の高齢化や家庭環境の変化による利用者の増加が想定されます。

そのため、希望を的確に把握しながら、関係機関や障害福祉サービス事業所と連携して、利用者の支援計画に対応する事業の実施に努めます。

【事業の見込み】

事業	単位	第 4 期実績			第 5 期計画		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
	人	41	43	35	40	42	45
	回	1,428	1,647	1,450	1,600	1,680	1,800

(単位は実利用人数、年間延べ回数) ※平成 29 年度は見込み



(3) 社会参加促進事業

自動車運転免許の取得や重度障がい者向け旋回グリップの装置など、自動車の改造にかかる費用の助成を行います。

本市では一定数の利用者がありました。今後も事業を実施します。

【事業の見込み】

事業	単位	第4期実績			第5期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
社会参加促進事業	件	6	2	4	4	4	4

(単位は年間延べ件数)

※平成29年度は見込み



第2章 障がい児福祉計画<第1期>

1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針

本市では次の基本方針を関係機関と共有し、最善の利益（※用語説明）を考慮して、市全体で障がい児支援の提供体制の確保に取り組みます。

- ①障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ②障がい児のライフステージ（人生の各段階）に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ③誰もがあらゆる活動に参加し、交流する中で、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児支援を通して、地域共生社会の形成を推進します。

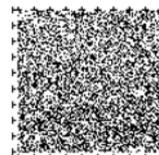
※用語説明 最善の利益

最善の利益とは、「児童の権利に関する条約」の基本原則です。

子どもにかかわりのあることを行うとき、子どもの最善の利益が優先されなければなりません。裁判所も、学校も、福祉施設も、子どもにかかわることを決めるときは、大人の勝手な都合だけで決めるのではなく、子どもにとって何がもっともよいことなのかを考える必要があります。

また、条約を結んだ国は、子どものためになることが行われるように法律や政策をつくったりしなくてはなりません。

（出典：滋賀県「もっと知りたい！子どもの権利条約」）



2 平成 32 年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標 1 児童発達支援センターの設置

国の方針は、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置可）に 1 か所以上設置することです。

本市では、設置されている児童発達支援センター1 か所について、充実に努めます。

成果目標 2 保育所等訪問支援の実施

国の方針は、平成 32 年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することです。

本市では、関係機関と連携し、引き続き、保育所等訪問支援を実施します。

成果目標 3 重症心身障害児の支援事業の実施

国の方針は、平成 32 年度末までに、各市町村（圏域での設置可）に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保することです。

本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については既に確保しているため、引き続き、事業継続を支援します。

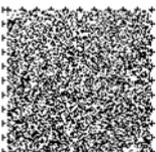
成果目標 4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

国の方針は、平成 30 年度末までに、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることです。

本市では、平成 30 年度末までに、医療的ケア児（※用語説明）が適切な支援を受けられる体制の「協議の場」を障害者総合支援協議会の既存部会に位置付けます。

※用語説明 医療的ケア児

医療的ケアが必要な障がい児。人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの必要な子どもを指します。



3 障がい児支援事業の見込み

障がい児を対象とした児童福祉法に基づく事業体系は下記のとおりです。

【障がい児支援事業の分類】

◆ 障害児通所支援等 身近な地域で主に通所による支援	(1) 児童発達支援 (2) 医療型児童発達支援 (3) 居宅訪問型児童発達支援 (4) 放課後等デイサービス (5) 保育所等訪問支援
◆ 障害児相談支援	(1) 障害児支援利用計画の作成 (2) 障害児相談支援
◆ 医療的ケア児を支援する体制構築	医療的ケア児への適切な支援を行う体制の構築



3-1 障害児通所支援等

(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

【事業概要】

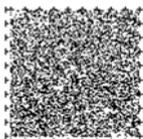
- ①児童発達支援は、障がいのある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
- ②医療型児童発達支援は、前段①に加え、治療を行います。
- ③居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援センターなどから障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
- ④放課後等デイサービスは、就学している障がいのある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練及びその機会を提供します。
- ⑤保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを訪問し、障がいのある子どもに集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。平成30年度から訪問対象に乳児院と児童養護施設に入所している障がい児も対象者となります。

【事業の見込み、事業の確保策】

本市では、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携して事業を実施してきました。その中で、児童発達支援と放課後等デイサービスが多く利用されてきました。

発達障害の子どもは増加傾向にあり、一定の利用者を見込みます。

そのため、関係機関と連携し、引き続き、利用者の支援計画に対応する事業実施に努めます。

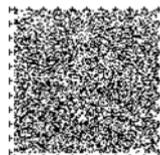


事業	単位	実績			第1期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
①児童発達支援	人日分	309	291	364	420	420	420
	人	32	40	26	30	30	30
②医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	1	1	2
	人	0	0	0	1	1	2
③居宅訪問型児童発達支援	人日分				5	5	5
	人				1	1	1
④放課後等デイサービス	人日分	419	608	644	650	670	690
	人	57	69	63	65	67	69
⑤保育所等訪問支援	回	1	1	5	6	7	8
	人	2	1	5	6	7	8

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数、実施回数)

※平成29年度は見込み

※③居宅訪問型児童発達支援は、児童福祉法の改正(平成30年4月1日施行)によって創設されたサービスであり、平成30年度から導入されます。対象は、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児などです。



3-2 障害児相談支援

【事業概要】

障害児通所支援を利用する障がいのある子どもなどを対象に、サービスの内容を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定などの内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

その後、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果を勘案して障害福祉サービス事業所などとの連絡調整等を行いながら見直し、障害児支援利用計画の修正を行います。

【事業の見込み、事業の確保策】

対応する相談支援事業所は、市内に4か所設置されており、月7～9人が利用してきました。

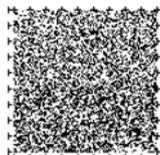
身辺自立やコミュニケーション能力の充実を図るため、障害児通所支援の利用が想定されます。

そのため、相談支援事業所と連携して、支援目標の実現に向けて、効果的な実施に努めます。

事業	単位	実績			第1期計画		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障害児相談支援	人	7	9	8	9	9	9

（単位は1か月あたりの実利用人数）

※平成29年度は見込み

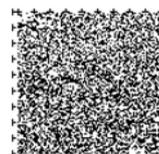


3-3 医療的ケア児を支援する体制構築

平成 30 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の「協議の場」を障害者総合支援協議会の既存部会に位置付けます。

さらに、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、市の課題把握や地域資源の開発などに取り組みながら、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーター機能を平成 32 年度末までに市委託の基幹相談センターに配置できるよう努めます。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成します。



資料編

1 東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会設置要綱

○東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会設置要綱

平成18年5月17日

東松島市訓令甲第26号

改正 平成20年3月28日東松島市訓令甲第21号

平成25年3月29日東松島市訓令甲第40号

平成25年4月1日東松島市訓令甲第58号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画(以下「障害者計画及び障害福祉計画」という。)を策定し、同計画の円滑な推進を図るため、東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画に係る調査・研究
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画に係る関係機関との協議・調整
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画に係る原案策定
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画に係る点検・評価
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

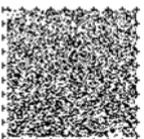
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって、構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 障害福祉施設関係者
- (5) 障害福祉事業関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。



(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、その所掌する事務の一部について、調査、審議等を行うため、部会を開くことができる。

(関係職員等の出席)

第8条 委員長及び副委員長は、会議の進行のため、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(経費)

第10条 委員会に要する経費は、市の予算の範囲内で賄うものとする。

2 委員については、謝礼等を支給しないものとする。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令甲第21号)

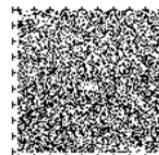
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令甲第40号) 抄

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令甲第58号)

この訓令は、公示の日から施行する。



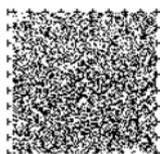
2 東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会委員名簿

委嘱期間：平成 28 年 12 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日

◎委員長 ○副委員長

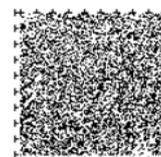
NO.	氏名	役職等	備考 1	備考 2
1	畑中 秀一 はたなか しゅういち	東松島市身体障害者福祉協会	身体障害者福祉団体関係者	※障害者団体関係者
2	○佐藤 節子 さとう せつこ	東松島市精神保健福祉社会会長	障害当事者家族会	※障害者団体関係者 障害者総合支援協議会 全体会委員
3	及川 恵美 おいかわ めぐみ	障害当事者家族	市民代表	※市民 障害者総合支援協議会 こども部会員
4	菊池 昌三 きくち しょうぞう	(社) 矢本愛育会第二 共生園園長	障害者入所施設関係者	※障害福祉施設関係者 障害者総合支援協議会副会長 全体会委員
5	◎齋藤 あや子 さいとう あやこ	東松島市民生委員 児童委員協議会副会長	主任児童委員	※学識経験者 高齢・介護計画審議会委員 自殺対策地域連絡会会長
6	千葉 貴弘 ちば たかひろ	(社) 東松島市社会福祉協議会事務局次長 兼 地域福祉課長 兼 生活復興支援センター所長	市社会福祉協議会	※障害福祉事業関係者 高齢・介護計画審議会委員 自殺対策地域連絡協議会 副会長
7	神重 みえ子 しんどう みえこ	障害者相談支援事業所「とも」代表 (相談支援専門員)	障害者相談支援事業所関係者	※障害福祉事業関係者 高齢・介護計画審議会委員 障害者総合支援協議会 事務局
8	なかがみ こういち 仲上 浩一	東松島市教育委員会 参事兼学校教育課長	学識経験者(学校教職員)	※学識経験者 障害者総合支援協議会 全体会委員 実務者部会員 こども部会員

<順不同・敬称略>



3 計画の策定経過

日程	内 容
平成 28 年 12 月 15 日	第 1 回計画推進委員会 (協議事項) ○ 第 3 期障がい者計画・第 5 期障がい福祉計画の策定について ○ 障がい者アンケート調査の設計について
平成 29 年 2 月 1 日～2 月 28 日	障がい者アンケート調査の実施
4 月～6 月	現行施策の進捗調査
6 月 29 日	第 2 回計画推進委員会 (協議事項) ○ 障がい者アンケート調査の結果について ○ これからの課題について (意見交換)
11 月 9 日～11 月 22 日	団体アンケート調査の実施
11 月 30 日	第 3 回計画推進委員会 (協議内容) ○ 計画 (素案) について (施策の方向性、サービス供給など)
12 月～平成 30 年 1 月	計画 (案) に対する意見募集 (パブリックコメント 平成 29 年 12 月 15 日～平成 30 年 1 月 11 日) 計画 (最終案) の調整 県及び庁内との調整
1 月 18 日	第 4 回計画推進委員会 (協議内容) ○ パブリックコメント結果報告 ○ 計画 (最終案) の協議・決定
3 月	○ 計画決定 ○ 市議会への報告





東松島市
第 3 期障がい者計画
第 5 期障がい福祉計画
第 1 期障がい児福祉計画

発行年月：平成 30 年 3 月
編集・発行：東松島市 高齢障害支援課 障害福祉班
〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1
電話番号 0225-82-1111（障害福祉班）
FAX 0225-82-1392（障害福祉班）
<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>

